

岩倉使節団出発後の追加メンバーについて（一）

菅原 彬州

はじめに

1 追加・正規メンバー

杉浦弘藏（畠山義成）・由利公正・岩見鑑造・長岡義之・由良守応
市川文吉

2 追加・準メンバー

香川広安（香川敬三）・高辻修長・大原令之助（吉原重俊）
岩下長十郎・富永冬樹・松村文亮（以上本号）
福井順三・新島七五三太（新島襄）・手島精一・渡六之助（渡正元）
太田徳三郎・大野直輔・野口富蔵・粕林之助（熊勝）・栗本貞次郎

3 雇・附属の外国人

R. S. スローン, C. W. ブルークス, W. E. パーソン, ロング

おわりに

はじめに

1871年12月23日（明治4年11月12日）、横浜港から米欧締盟諸国歴訪に旅立った岩倉使節団のメンバー構成については、実際に太平洋郵船のアメリカ号で出発した46名、それに同年特別弁務使としてローマで開催された万国電信会議に参加し、アメリカで使節団に合流した1等書記官の塩田三郎を加えた計47名から成り立っていたことが明らかになっている¹⁾。

1) 横浜出発時のメンバーについては、拙稿「岩倉使節団のメンバー構成」（中央大学法学会『法学新報』第91巻第1・2合併号，1984年6月），を参照。

しかし、使節団が帰国するまでこの47名から成るメンバー構成に変わりがなかったかといえ、そうではない。出発時の大使1名・副使4名・書記官11名・大使随行6名の22名から成る大使グループ、それに各省理事官6名・各理事官随行19名の計25名から成る理事官グループには、それぞれの使命遂行のために、新たにメンバーが追加発令されているのであった。

この追加メンバーについては、拙著『岩倉使節団と銀行破産事件』において、使節団出発時のメンバーとともに、その氏名・生没年・発令時の身分などを示しておいたのであるが、そこで示した個々の人びとについては、どのような人びとであったのかという点には、全く触れるところがなかった²⁾。

また、これらの人びとがすべて「正規のメンバー」として発令されているかということそうではなく、留学生などを理事官グループに付属・随行走せ「通弁或取調方等」の御用を勤めさせる「一時雇上げとも同様の筋」の者が「随行心得」として発令されているというように、「準メンバー」として位置づけた方がよい人びとや³⁾、さらにまた使節団に「付属」または「雇」として位置づけられる外国人もいる。そこで、改めて追加メンバーについて再考・再整理したものが、次の「岩倉使節団の追加メンバー表」である。なお、左院視察団の西岡逾明・高崎豊麿（正風）・小室信夫・鈴木貫一・安川繁成ら5名、それに司法省一行の河野敏謙・鶴田皓・岸良兼養・沼間守一・名村泰蔵・川路利良・井上毅・益田克徳らの8名は除いてある。

それでは、これらの追加メンバーがどのような人びとであるのか、それぞれについて、以下、発令月日順に見てみることにしよう。

2) 拙著、中央大学出版部『岩倉使節団と銀行破産事件』、2018年、6頁～9頁。

3) 外務省調査部編『日本外交文書』第6巻、日本国際協会、1939年、22頁。

岩倉使節団出發後の追加メンバーについて (一) (菅原)

岩倉使節団 追加メンバー表

氏名	官名・身分	使節団職名	発令日	発令日	出身	生年	没年	没年	没年	没年	没年	没年
追加 正副団員												
杉浦弘藏 (品山藏成)	官費留学生	3等書記官	1872.03.01 (明治05.01.22)	1872.03.01 (明治05.01.22)	鹿見島・士	1842.10 (天保13.09)	1876.10.20 (明治9)	33歳94	1873.09.13 (明治6)			
由利公正	東京府知事	大使随員	1872.06.07 (明治05.05.02)	1872.08.22 (明治05.07.19) (明治5.12.20 英國にて御 贈)	福井・士	1829.11.07 (文政12.10.11)	1909.04.28 (明治42)	79	1873.02.10 (明治6)			
岩見藤造	東京府2等次官	由利随員	1872.06.14 (明治05.05.09)		東京・平民	1844 (天保15)	1904 (明治37)		1873.02.10 (明治6)			
長岡謙之	租税課7等出仕	大藏理事官随員心得	1872.06.18 (明治05.05.13)		山口・士	1840 or 41 (天保11)	1886.10.04 (明治19)		1873 (明治6)			
由良守忠	勤使助	大藏理事官随員	1872.07.23 (明治05.06.18)		和歌山・士	1827 (文政10)	1894.3.30 (明治27)	66	1873.05.27 (明治6)			
市川文吉	官費留学生	大使随員	1873.04.01 (明治06)		広島・士	1847.08.03 (弘化04.06.23)	1927.07.20 (昭和02)	79	1873.09.13 (明治6)			
追加 補団員												
香川広安 (敬三)	大使従者	宮内理事官随員	1872.03.01 (明治05.01.22)		茨城	1839.12.20 (天保10.11.15)	1915.03.18 (大正04)	75	1872.12.31 (明治05.12.02)			
高辻修長	大使従者・元侍従	宮内理事官随員	1872.03.01 (明治05.01.22)		公家	1840.12.22 (天保11.11.29)	1921.06.20 (大正10)	80	1872.12.31 (明治05.12.02)			
大原令之助 (菅原重俊)	3等書記官 大使随員心得 外政事務取調	3等書記官 大使随員心得 外政事務取調	1872.03.01 (明治05.01.22) 1872.08.22 (明治05.07.19)	1872.08.22 (明治05.07.19)	鹿見島・士	1845.06.15 (弘化02.04.10)	1887.12.19 (明治20)	42	1873.3.12 (明治6)			
岩下長十郎	官費留学生	兵部理事官随員	1872.03.23 (明治05.02.15)		鹿見島・士	1833.11 (嘉永6.10)	1880.08.10 (明治13)		1873 (明治6)			
富永冬樹	私費留学生	兵部理事官随員心得	1872.03.23 (明治05.02.15)		東京	1840 (天保11)	1899.06.30 (明治32)		1873.06.24 (明治6)			
松村文亮	私費留学生	兵部理事官随員心得	1872.03.24 (明治05.02.16)		佐賀・士	1840 (天保11)	1896.07.03 (明治29)		1873.05 (明治6)			
福井順三	大使従者	使節随員 (医務心得)	1872.03.24 (明治05.02.16)		兵庫				1873.08.08 (明治6)			
新島七五三太 (兼)	私費留学生	3等書記官心得 文部理事官付通弁 心得	1872.03.30 (明治05.02.22) 1872.08.22 (明治5.7.19)	1872.08.22 (明治05.07.19)	群馬	1843.02.12 (天保14.01.14)	1890.01.23 (明治23)	46	1874.11 (明治07)			
手島精一	私費留学生	大藏理事官随員心得	1872.04.18 (明治05.03.11)	(明治05.11)	藤岡・士	1849.02.20 (嘉永02.01.28)	1918.01.21 (大正07)	68	1874.12 (明治07)			
渡六之助 (正元)	官費留学生 (陸軍)	兵部理事官随員心得	1872.04.26 (明治05.03.19)		広島・平民	1839.03.08 (天保10.01.23)	1924.01.29 (大正13)	84	1874.07.08 (明治07)			
太田徳三郎	官費留学生 (陸軍)	兵部理事官随員心得	1872.07.06 (明治05.06.01)		広島・平民	1849.09.04 (嘉永2.07.18)	1904.09.07 (明治37)	55	1875.08.14 (明治08)			
大野直輔	官費留学生	大藏理事官随員心得	1872.09.01 (明治05.07.29)		山口・士	1841.10.24 (天保12.02.02)	1921.05.01 (大正10)	80	1873.02.02 (明治6)			

氏名	官名・身分	使節団職名	発令日	検免日	出身	生年	没年	没年時(歳)	帰国日
野口富藏	官算習学生	工部理事官随行人心得	1872.08 (明治05.07.下旬)	1873.03.25 (明治06年)	福島・士 (元会津)	1841 (天保12)	1883.4.11 (明治16)		1873.09.05 (明治6)
和村之助 (熊勝)	官算習学生	工部理事官随行人心得	1872.09 (明治05.08.上旬)		福井・士	1847 (弘化4)	1911.04.14 (明治44)		1873 (明治06)
栗本貞次郎	官算習学生	2等書記官	1873.01.17 (明治06)		静岡・士	1839 (天保10.08 or 09)	1881.12.21 (明治14)	42	1873.09.13 (明治06)
追加 雇・外国人									
R. S. スローン		使節雇 (国員治政)	1872.01.	1872.8.24 (明治05.7.21)					
C. W. フルークス Charles Walcott Brooks	元・S.F. 日本領事 雇 使節随行人		1872.01 1872.08.06 (明治05.07.03)		アメリカ	1833	1885.08.16 (明治18)		来日 1873.03.13 (明治06)
W. E. パーソン William Edwin Parson		使節付属	1872.08.06 (明治05.07.03)		アメリカ	1845	1905.12.19 (明治38)		来日 1873.07.23 (明治06)
ロンゲ		佐々木司法理事官 雇・通詞	1872.08.22 (明治05.7.19)						

1 追加・正規メンバー

正規のメンバーとして追加発令されたのは、杉浦弘藏(畠山義成)・由利公正・岩見鑑造・長岡義之・由良守応・市川文吉の6名である。それでは、これら6名がどのような人びとであったのか、以下発令月日順に見てみよう。

●杉浦弘藏 生年 1842年10月(天保13年9月)

没年 1876(明治9)年10月20日

杉浦弘藏は、まだ鎖国中で海外渡航が禁じられていた幕末の1865年4月(元治2年3月)に、薩摩藩からの藩命でイギリスへ密航したいいわゆる薩摩藩第1次英国留学生19名のうちの1人であった。留学生には藩主から1人ひとり変名が与えられ、杉浦弘藏は畠山丈之助の変名であった⁴⁾。

一行は、香港・スエズ・マルセイユを経由して、1865年6月21日(元治2年5月28日)に、英国サザンプトン港に上陸し、それよりロンドンへ赴く⁵⁾。

杉浦は、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンに1年間在学した後、駐日英国公使館員であったローレンス・オリファントに誘われ、トマス・レイク・ハリスが主宰する教団に加わるためアメリカに渡る。ニューヨーク州アメリア次いでエリー湖畔のプロクトンのコロニーで共同生活を送るも、意見の相違から教団を離れ、その後、ニュージャージー州ブランズウィックのラトガーズ・カレッジに入学、勉学に励んで修士号を得た。この間、ニューブランズウィック第2オランダ改革派教会で洗礼をうけ、宣教師を志したといわれる。

1869年4月4日(明治2年3月23日)、肥後・薩摩・越前の3藩から外国

4) 犬塚孝明『薩摩藩英国留学生』中央公論社、1974年を参照。

5) 西村正守「畠山義成洋行日記(杉浦弘藏西洋遊学日誌)」(『参考書誌研究』第15号、1977年)。

に留学している者を正式に留学生とする旨の沙汰が下り、杉浦もこれにより留学生として正式に認定されることとなった⁶⁾。

そして、1871年5月21日(明治4年4月3日)、少弁務使鮫島尚信へ「英国留学生徒鹿児島藩士杉浦弘藏儀御用有之候条至急帰国致候様可相達候事」という達が下され⁷⁾、杉浦は、ヨーロッパ経由で帰国の途についた⁸⁾。しかし、パリまで赴いたところで、ワシントンからの電報で、岩倉使節団に随行するようという「御用」の内容を知り、再びアメリカへ戻り、ワシントンで岩倉使節団に合流し、1872年3月1日(明治5年1月22日)に、3等書記官の追加発令となったのであった⁹⁾。

その後、イギリス・フランス・ベルギー・ドイツ・ロシア・スウェーデン・スイス・オーストリア・イタリア等々の国々を、大使グループの1員として巡歴し、1873(明治6)年9月13日、帰国した。

帰国後鹿児島県に戻っていた杉浦は、1873(明治6)年12月3日、洋行中に名乗っていた変名の杉浦弘藏を本姓の畠山義成に復する願が聞き届けられる一方¹⁰⁾、同年10月より官途に就く。

改姓後の畠山義成は、1876(明治9)年4月、アメリカのフィラデルフィア博覧会に派遣される田中不二麿文部大輔に随行するよう命じられ渡米、その帰途同年10月20日、太平洋上の船中で病死するのであった。

畠山義成の死に際し、1876(明治9)年10月31日、文部省からは、次の伺が出された¹¹⁾。

文部省伺

-
- 6) 『太政類典』第1編、第110巻、兵制、軍功賞及恤典。
 - 7) 『太政類典』第1編、第119巻、学制、生徒1。
 - 8) 前掲、拙稿「岩倉使節団のメンバー構成」、113頁。
 - 9) 「官員生徒拜令表」(外務省調査部編『日本外交文書』第5巻、82頁)。
 - 10) 『太政類典』外編、保民、戸籍・衛生・救済・警察。
 - 11) 『太政類典』第2編、第32巻、官規6、賞典恩典4。

岩倉使節団出発後の追加メンバーについて (一) (菅原)

故中督学従五位畠山義成右ハ明治五年三月於米国華盛頓特命全権大使三等書記官奉職以來拮据勉強且ツ東京開成学校及ヒ東京書籍館（※現・国立国会図書館）東京博物館（※現・国立科学博物館と東京国立博物館の前身）等ノ長ヲ兼ネ其功勞不少候処先般田中文部大輔米国派遣ニ付隨行イタシ其帰航中病死候ニ付特別ノ御評議ヲ以テ祭棗料トシテ金五百円被賜候様イタシ度依テ別紙履歷書相添此段上申候也十月卅一日

この文部省の伺は翌11月17日に聴許され、祭棗料500円が下賜された。伺にある「別紙履歷書」には、次のように記されている。

鹿児島県士族

従五位畠山源義成

天保一三年壬寅九月生

杉浦通称 弘藏

明治五年三月

於華盛頓

特命全権大使三等書記官被仰付候事

全六年十月十六日

補五等出仕

太政大臣従一位三条実美 宣

大内史正五位土方久元 奉

全年全月二十五日

補文部省五等出仕

右大臣正二位岩倉具視 宣

大内史正五位土方久元 奉

全日

兼補五等出仕

全上

全上

全年十二月十九日

開成学校長兼外国語学校長被仰付候事

全七年二月八日

宮内省御用掛兼勤被仰付候事

全年六月二十日

任文部少丞

太政大臣従一位三条実美 宣

大内史正五位土方久元 奉

全月二十二日学務局長被仰付候事

学務局長被仰付候事

東京開成学校長兼勤被仰付候事

全年九月十五日

督学局長被仰付候事

東京開成学校長兼勤従前ノ通候事

全年十一月五日

叙正六位

太政大臣従一位三条実美 宣

大内史正五位土方久元 奉

全月八日

任中督学

全上

全上

全八年二月二十三日

大使事務局書類取調御用掛被仰付候事

全年三月十五日

書籍博物両館長兼勤被仰付候事

東京開成学校長兼勤可為是迄ノ通事

全年六月八日

任少督学

太政大臣従一位三条実美 宣

大内史正五位土方久元 奉

全年十月七日

任中督学

全上

全上

全年十一月十七日

叙従五位

全上

全上

全九年四月七日

文部大輔田中不二磨米国費拉特費府派遣ニ付随行被仰付候事

●由利公正 生年 1829年11月7日(文政12年10月11日)

没年 1909(明治42)年4月28日

由利公正は、1829年11月7日(文政12年10月11日)、越前藩士三岡義知の長男として生まれる¹²⁾。幼名は義由、通称は石五郎、後1862年(文久2年)八郎と改名する。

幕末期において、由利公正は越前藩主松平慶永の側用人心得として殖産貿易の仕事に従事し、長崎に越前蔵屋敷や物産会所を設立するなど、藩財政の改革に尽力した。また、1858年4月(安政5年3月)に越前藩に招聘された肥後藩士の横井小楠(1869年2月(明治2年1月)に暗殺される)に師事し、安政の大獄で1859年11月(安政6年10月)に斬首された同じ越前藩

12) 三岡丈夫編『由利公正伝』(光融館, 1916年, 3頁)では、出生は文政12年10月11日ではなく、文政12年11月11日となっている。

士の橋本左内とも交流した。

王政復古となり、明治維新政府が成立すると、1868年2月(慶応4年1月)、会計事務掛・制度寮掛を命じられ、翌月には徴士・参与職・会計事務局判事に任じられる。

明治維新政府は、1868年4月6日(慶応4年3月14日)、政府の基本方針を示す五箇条の誓文を公卿や諸侯に示したが、その第1原案の「国事五箇条」を起案したのが由利公正であったことはよく知られている。

また、成立したばかりの明治維新政府には、「金が一文もない」状態であったため、由利公正は、会計基金300万両の募債と金札である太政官札3000両の建議を行い、これが承認された。そのうち、会計基金に関しては、三井・小野・島田らの3商人を中心にした応募により、約285万両が確保されたのであった。

1868年1月(慶応3年12月)の王政復古の号令と同時に定まった総裁・議定・参与の太政官三職の制が1868年6月(慶応4年閏4月)の政体書の太政官制の定めにより廃止され、三職八官制となると、由利公正は新たな参与職に任命される。

そして、1869年1月(明治元年12月)に由利公正は東京在勤となり、皇居造営掛を命じられる。さらに、翌月には造幣局掛・大坂府知事事務取扱・治河掛との兼勤を命じられるが、直ぐにそれら兼勤も免じられ、次いで、1869年6月(明治2年5月)には、病からの辞意が認められ、参与職も免じられる。

その後、1870年10月(明治3年9月)、会計官奉職中に不都合な廉ありということで謹慎を命じられるも、それも翌月は解かれる。

そして、1871年1月22日(明治3年12月2日)、明治維新政府の財政基盤の形成に尽力した其の勲功により、由利公正は、永世祿800石を下賜されたのであった¹³⁾。

13) 『太政類典草稿』第1編、官規、賞典恩典4。

由利公正は、1871年4月(明治4年3月)に福井藩庁に出仕するも、2か月後に東京に呼び戻され、1871年8月29日(明治4年7月14日)の廃藩置県の断行とともに、翌9月7日(7月23日)に、東京府知事に就任する。

岩倉使節団がアメリカに滞在中の1872年6月5日(明治5年4月30日)、由利公正に岩倉特命全権大使に随行の命が下り¹⁴⁾、由利公正と由利随行の岩見鑑造は、アメリカとの条約改正本交渉のための全権委任状問題で一時期帰国していた大久保利通一行とともに、1872年6月20日(明治5年5月15日)にアメリカへ向かったのであった。

1872年7月15日(明治5年6月10日)にサンフランシスコに着いた由利公正は、ワシントンへ向かう大久保一行と別れ、兼ねてより考えていた東京府下銀行業起業のための調査をサンフランシスコで2週間程行い、それより東部へ向かい、ボストンで岩倉大使に会い、アメリカでの視察・調査を命じられる¹⁵⁾。

岩倉一行がイギリスに渡るのを見送った由利公正は、ニューヨークなどで、なお行政施設の観察、とくに銀行業の研究を続け、8月29日(7月26日)、イギリスへ向かった。

ところが、由利公正は知る由もなかったが、留守政府は、その時既に、由利公正の東京府知事免職とその即時帰国を命じる決定をなしていたのであった¹⁶⁾。

そして、由利公正がアメリカを離れる直前の8月22日(7月19日)の東京発「本朝公信」第26号で、以下のように、由利公正にその旨を伝えて免官辞令を達するよう、大使・副使に連絡したのであった¹⁷⁾。

14) 『公文録 東京府之部 自壬申五月従七月』(明治5年、第84巻)。なお、由利公正の履歴を記した『明治一八年 公文録 官吏進退叙勲附 外国勲章佩用』と『勅奏任官履歴原書』では、明治5年5月2日に随行の達しがあったとされている。

15) 前掲、三岡丈夫編『由利公正伝』、376頁。

16) 『諸官進退状 壬申七月』第8巻。

由利東京府知事発足前町会所等之吏ニ付毎々不都合ノ義有之此俟閣キ候テハ府中之取締ニモ関係候ニ付不得已今般免職相成候一旦洋行被仰付候テ間モ無之右様ニ相成候ハ大ニ輕忽ニ相当リ且ハ御驚キモ可有之候ヘトモ何分前件之次第無拋義ニ候尤有功之者ニ候ヘハ歸朝之上ハ別段廉立候御沙汰ニハ不相成候依テ歸朝之吏ハ全權大使ヨリ可被仰付御取計可有之候知事免職之上ハ最前奉命之御用筋ハ無之歸朝可致筈乍然他ニ御見込之吏トモ有之候ヘハ早々御申越可有之候尤隨行岩見鑑造モ同様御取計可有之候

但同人免官辞令御廻申入候間御達可被成候

しかし、この連絡が在英中の使節団に届いたのは、由利公正がイギリスより更にヨーロッパへ向けて出発した後であった。しかもイギリスにおいて、イギリス政府に由利の調査の便宜を図る手立てを講じてもらっていた手前、表向き由利免職の申し渡しもなしがたく、ひとまずは使節預かりとして、いずれ由利が再度帰英した折りに免官を申渡したいと、1872年11月15日（明治5年10月15日）のロンドン発「大使公信」第16号で、以下のよう
に、留守政府に申し送ったのであった¹⁸⁾。

由利公正免職被仰付候義ニ付云々御申越右ハ先達テ拙者共渡英之節米邦エ差残シ置新約克府市政等為取調置候処引続当府到着イタシ当府下取締向等調方モ概略相濟候ニ付既ニ欧州大地ニ発足仕仏普魯西亜迄相越候積就テハ到所政府エモ弁務使ヨリ夫々懸合為及置候事ニ付今更表向免職申渡候テハ如何ニモ不都合ニ被存候間宜旨ハト先拙者共方エ預リ置不日同人歸來之筈ニ候間其節相渡歸朝之義モ可申渡ト存候左様御承知被下度候岩見鑑造義勿論同様取計候事ニ候

17) 「本朝公信」第26号（『大使書類』）。

18) 「大使公信」第16号（『大使書類』）。

そして、由利公正に免官が申し渡されたのは、由利公正が再度イギリスへ戻り、使節団がヴィクトリア女王への謁見を終え、フランスに渡る直前の1872年12月(明治5年11月)であったことを、12月20日(11月20日)発の「大使公信」第18号は、以下のように、伝えている¹⁹⁾。

由利公正義ハ当地於テ面会致候間即宣旨相渡シ直様帰朝申渡今郵便船ヲ以帰朝候積御座候左様御承知被下度尤岩見鑑造義モ同様御座候

それでは、由利公正免職の理由は何であったのだろうか。
後年、由利公正は、次のように語っている²⁰⁾。

倫敦に渡り、それから日耳曼伊太利地方へ出掛けて行つた、其内に東京から知事御免の達があつたものと見えて、倫敦へ戻ると、岩倉公が余程御心配に成つて、東京府知事御免の通知 七月十九日の辞令十二月廿日受領 が来たので此方では御免に成つた知事を黙つて止めて置くと云ふ事が出来ぬから、実に気の毒ぢやが、一つ帰国して呉れといふ御口達である、夫れで倫敦で東京府知事御免のお受けをして、俄に支度を整へて六年の二月十日に帰朝した本国に帰つて、何で御免に成つたか、其筋を聞き度いものだと思つて政府に聞いて見ても一向にわからぬ、又云つて聞かせて呉れる人がない、さういふ訳であつて、一向条理の立たぬ事と思つて、不心服に思つたけれどもどうも仕方がない、それで岩倉公の御帰国を唯待つて居たのである、此事は私が言はぬでも当時の大阪新聞に出て居る、其後九年か、十年頃に成つて聞いた話であつたが、東京府は各国の公使も来て居るに、知事が永く留守ではいかんから、府に知事をお立てなさらにやならぬ、それに就いて

19) 「大使公信」第18号(『大使書類』)。

20) 前掲、三岡丈夫編『由利公正伝』、379頁～381頁。

は知事二人を置かれんから、私の方が御免に成つたのだといふ事であつた、政府のなされ方も其当を得ないのであつた（中略）由利公正免官の理由について、そうして居る内に、岩倉公も帰朝されたが、それと同時に征韓論が起つて政府の大破裂と云ふ事に成つたので又も自分の不平を訴へる事も出来ず其俣に成つて仕舞つた

この談話によれば、岩倉は、「本朝公信」第26号にあつた町会所に關係した「不都合ノ義」ありという免職の理由を由利公正には何も伝えず、ただ「気の毒」に思うとしか口達していなかつたのである。それゆえ、由利公正は帰国後に自己の免職の理由を確かめようとしたが皆目わからず、うやむやになってしまったといふのであつた。

それでは、町会所に關係した「不都合ノ義」とは如何なることなのだろうか。

町会所とは、江戸時代の松平定信の寛政の改革により設置された備荒貯蓄兼金融機関であつた。米価騰貴や天災に際し江戸窮民に米や銭を交付し、一方土地家屋抵当の貸付をおこなうもので、その資金は町民の積み立て（七分金積立）であり、1828年（文政11年）には46万両に達したといわれる。しかし、1872年（明治5年）に町会所は廃止される。

その理由について、『東京府史』には、以下のように記されている²¹⁾。

明治五年町会所を廃し、市中積金その他同所に有金は、当分の間本府に於いてこれを管掌し、主として社会救助事業に使用してゐる。

町会所の廃止は、正院からの内諭によるもので、正院は当時町会所に不正があると云ふ風聞に基づいてこの内諭を下したものと云はれてゐる。

明治元年六月一日江戸鎮台府は経費節約の為七分積立金を廃止した

21) 『東京府史 行政編』第3巻、1935年、655頁。

が、明治二年東京府は再びこれを復活し、翌三年一月またこれを廃止した。超えて明治五年三月には町会所をも廃止し、八十有余年間自主自弁の命脈を保った市民の共有貯蓄金は、こゝに市民の手を離れ、一旦東京府の管理に帰した。

而もこの金は元来東京市民の共有財産であつて、官庁の管理すべきものでないので、時の井上大蔵大輔は大久保東京府知事と共に市民中から信用ある豪商数名を召集して七分積立金六十七万百六円と旧町会所管理の十数ヶ所の土地を交附し、これを以て市中の道路・橋梁等を營繕する為に東京營繕會議所を設立させたのである²²⁾。

どうやら、「風聞」とは、町会所廃止による「七分積立金」の処理に関するものであったことがこの『東京府史』の記述からうかがえる。すなわち、町会所が所有する金は東京府がこれを管掌することになったが、由利府政は、この金を使って諸種の災害救助事業とくに火災の頻発に対処するため、瓦斯事業に取り組み、その費用に「七分積立金」を充てた節がある。瓦斯事業の起源については、以下のように記されている²³⁾。

今其の起源に遡りて之を見るに、維新の初め子爵由利公正氏が東京府の知事たるの際、仏蘭西に漫遊し、偶々瓦斯機械を見て、其の灯火の美麗にして且つ便利なるのみならず、之を本邦従来の油火に比較するときは遥に安全なるに心を動かし、遂に一小機械を購入して帰朝せり。当時吉原に於ては屢々火災を發して、市民安からざりしを以て、子爵は先づ之を吉原に試み、以て火災の憂なからしめんと企てたりき。然るに機械の到着後直に工場を設立するに至らず、其の儘之を深川仙台屋敷へ放置せり。明治五年頃に至り、外国人との交渉成立し仏人ペレ

22) 同上、656頁。

23) 竜門社編『竜門雜誌』第297号、1913年、19頁～21頁。

ゲレン氏を聘して技師となし、始めて横浜居留地に瓦斯の点火を為さむとするに際し、東京に於ても前に購求せし機械を以て瓦斯の点火を開始するに至れり。此の際由利子爵既に職を去り大久保一翁氏代つて東京府知事たり、当初機械を購入せし金額の出所を尋ぬるに、寛政の昔白河楽翁公が切に市の経費を節約して得たる市の共有金より支出し、其の経営費も亦た之によりしを以て、瓦斯事業は全然之を東京府の管理に帰する能はず、市民より総代を選出し之れが管理上の諮問に應ずることゝしたり。之れ即ち管轄会議所なるものにして、後改めて東京会議所と称し、議員の数二十名乃至三十名を有したり、故に東京に於ける瓦斯事業は東京府の公営に非らずして一種の組織を採りたるものと云ふべし。

これによれば、由利公正が企図した瓦斯事業の機械購入費に多額の「市の共有金」が充てられていたのであり、それが「不都合ノ義」であったことがわかる。

それゆえに由利公正は、岩倉使節随員として海外に追いやられ、由利公正出発直後の1872年6月30日(明治5年5月25日)に旧幕臣の大久保一翁が東京府知事に任命され、由利公正免職までの2か月弱とはいえ、東京府知事が2人同時に存在するということが説明がつくのである。

由利公正の随員発令直後の1872年6月9日(明治5年5月4日)に、渋沢栄一が井上馨に宛てた書簡がそれをものがたっているのであった²⁴⁾。

東京知事ハ大不都合有之由ニテ先衆望も離解之様子、併名望之貴き故にや洋行と相成候、政府之処置敢至公とも難申敷、他日之公評を奉待候

24) 『渋沢栄一伝記資料』別巻第8, 談話(1), 1967年, 111頁。

1873 (明治6) 年2月10日に帰国した由利公正はとりあえず御用滞在を命じられるが、翌年1月、板貝退助らとともに愛国公党を結成し、征韓論争後に成立した大久保政府の「有司専制」を批判し、民選議院の設立を要求する建白書を左院に提出した8人のうちの1人としてその名を連ねる。自由民権運動のはじまりである。

その後の由利公正は鉄鋼事業を手がけたりするが、1875 (明治8) 年4月25日、立憲政体漸次樹立の詔をふまえて設立された元老院の議官に就任するも、1876 (明治9) 年12月18日に議官辞任の願が認められる。

在野に下ってからの由利公正の経歴は、1885 (明治18) 年1月に再度元老院議官に任命され、1887 (明治20) 年2月に子爵を授けられ華族となったほか、1890 (明治23) 年7月、前年の大日本帝国憲法の発布により設置された帝国議会の貴族院議員に当選している。

『勅奏任官履歴原書』に記されている由利公正の履歴は、以下の通りであ²⁵⁾。

東京府士族 文政十二年十月十一日 由利公正
福井 三岡八郎

慶応三年丁卯

十二月十八日 徴士参与職被仰付候事
同月廿三日 聞食入候儀有之御用金穀取扱之儀取締被仰付候尤
参与之俣勤仕可致御沙汰候事
同月廿六日 九條家ヲ以仮太政官代被設候ニ付御用掛被仰付候
事

明治元年戊辰

正月十七日 会計事務掛兼制度寮掛被仰付候事
二月二十日 徴士参与職会計事務局判事被仰付候事

25) 「由利公正」(『勅奏任官履歴原書』)。

同月廿五日 会計局御用向一同申談可取計事ニハ候得共御国務御基金並金銀坐御改正等ノ儀御委任被成候間右ノ心得ニテ尚此上尽力可相勤候事

三月二日 御用有之福井表へ立帰同月廿三日帰京其後御出輩中下坂被仰付

四月廿二日 叙従四位下

閏四月廿一日 廢三職八局

同日 参与職被仰付候事

同月廿八日 今度御制度御改正一等二等相当ノ位新ニ被授候ニ付応其階級衣冠賜之候事

六月 御含御用有之以下坂被仰付候事

同月 勤勞大儀被思召輔相公ヲ以テ末広三握頂戴被仰付候事

十一月二日 至急御用有之候ニ付早々東京へ可罷下旨被仰付候事

十二月四日 東京在勤被仰付候事

同月十二日 皇居御造營掛被仰付候事

同月廿四日 至急御用有之早々上京被仰付候事

同日 春来勤務大儀被思召依之目錄ノ通下賜候事
金一万円也

二年己巳

二月四日 以当官造幣局掛兼勤被仰付候事

同日 以当官治河掛兼勤被仰付候事

同日 以当官当分大坂府知事御用取扱被仰付候事

同月五日 当官ヲ以テ治河掛兼勤被仰付候事

同月十七日 至急御用有之候間早々上京可致旨御沙汰候事

同日 会計御用並大坂府知事御用取扱治河造幣掛等兼勤総テ被免候事

岩倉使節団出發後の追加メンバーについて (一) (菅原)

- 同月廿八日 兼テ病氣ニ付加州山中へ入湯仕度段願上置候処願
之通り御聞濟被成下候ニ付出立右之節御用有之被
召出金三百兩頂戴被仰付候事
- 五月十五日 数度免職ノ儀願上候処願之通り参与職御免被成候
事
- 三年庚午
- 九月十九日 会計官奉職中不都合ノ次第有之依之謹慎被仰付候
事
- 十月十日 謹慎被免候事
- 同月二十日 御用有之東京へ罷出候様被仰付候事
- 十二月二日 太政復古ノ時ニ方テ度支ノ職ヲ奉シ今日ノ丕績ヲ
賛ケ候段叡感不斜依テ賞其勲勞祿八百石下賜候事
一高八百石
依勲功永世下賜候事
- 四年辛未
- 三月八日 福井藩庁出仕被仰付候事
- 六月十九日 先般福井藩出仕被仰付置候処自今大參事之心得ヲ
以テ事務取扱候様更ニ被仰付候事
- 同月廿三日 御用有之東京へ可罷出候事
- 七月廿三日 任東京府知事
- 十一月十四日 廢東京府更置同府
- 同日 任東京府知事
- 五年壬申
- 五月二日 特命全權大使隨行欧州各国へ被差遣候事
- 七月十九日 免本官
但十二月廿日於仏国御請
- 六年
- 二月十日 歸朝

同日	御用滞在被仰付候事
七年	
九月七日	御用滞在被免候事
八年	
四月廿五日	任議官
十二月七日	年給三千五百円下賜候事
九年	
二月九日	除服出仕
十二月十八日	依願免本官 満年齢金百四拾円八拾三錢拜受
十八年	
一月十三日	任元老院議官
同日	年俸三千円下賜候事
三月二日	定議官官等
同日	三等官相当年俸三千円下賜候事
七月十三日	叙勲二等
十九年	
二月廿九日	元老院議官官等改正
同月三十日	叙勅任官二等
二十年	
五月廿四日	依勲功特授子爵
全日	特旨ヲ以テ華族ニ被列
六月一日	今般依勲功被列華族候ニ付特旨ヲ以帝室御資産ノ 内金貳万円下賜候条家門保價ノ目的可相立候右叡 旨相達候事
全日	別紙ノ通特旨ヲ以金額下賜候儀ハ家計永價ノ目的 相立子孫ヲシテ永ク世爵ノ榮ヲ保育セシメラレ度 思召ニ付右資金ハ内蔵寮へ預ケ置本年下半年ヨリ 年七朱ノ利子六月十二月両度ニ配当ヲ受候様可致

岩倉使節団出発後の追加メンバーについて (一) (菅原)

事

十二月廿六日 叙正四位
廿二年
十一月廿五日 明治廿二年八月三日勅令第三百号ノ旨ニ依リ大日本帝国憲法発布記念章ヲ授与ス
全月 東京市赤坂区会議員ニ当選ス
廿三年
七月十日 貴族院議員ニ当選承諾
十月二十日 廃元老院
全日 今般其院廃止ニ付廃官ノ輩ハ総テ前官ノ非職ト心得ヘシ
全日 麝香間祇候被仰付
全月廿一日 在職中格別勉勵ニ付其賞トシテ別紙目錄ノ通下賜ス
但金八百円

そして、由利公正は1909（明治42）年4月28日に没したのである。

●岩見鑑造 生年 1844年（天保15年）
没年 1904（明治37）年

岩見鑑造は東京府（現・港区）平民で、岩見伊右衛門の長男として、1844年（天保15年）に生まれた²⁶⁾。本姓名は岩見永鑑であり、鑑造は通称である。

1871年2月26日（明治4年1月8日）に大蔵省小録同席に出仕し、同年10月2日（同年8月18日）に大蔵省営繕権中属となり、1872年1月16日（明治

26) 『アジ歴地名・人名・出来事事典』では、1842年（天保13年）に生まれたとあるが、『東京府史料 付録之部 履歴一』によれば、「明治八年十月三十一年五月」とあるので、生年を1844年（天保15年）とした。

4年12月7日)に東京府3等訳官に任じた。そして、1872年6月2日(明治5年4月27日)東京府2等訳官に昇進する²⁷⁾。

1872年6月14日(明治5年5月9日),「知府事由利公正欧州各国江被差遣候ニ付随行申付」られ²⁸⁾, 前述のように, 由利公正とともに1872年6月20日(明治5年5月15日)にアメリカへ向かって出発し, 以後は由利公正と行動をともして米欧諸国をめぐり, イギリスで随行被免の辞令を1872年12月(明治5年11月)に受け, 1873(明治6)年2月10日に帰国する²⁹⁾。そして, 岩見鑑造は, 1874(明治7)年4月27日に東京府の8等出仕に補せられ, 翌1875(明治8)年11月13日出仕を免じられている³⁰⁾。

その後の岩見鑑造の経歴であるが, 管見の限りでは, 「漆商, (名)日就社(理事), 醜醜社(副頭取), 商工銀行(取)」という紹介がなされていることと³¹⁾, 東京府の所得税調査委員に3回当選・東京府芝区区会議員ということしかわからない³²⁾。

それでは, 順次見てみよう。

まず「日就社」であるが, 日就社は, 1870年5月(明治3年4月)に子安峻・本野盛亨・柴田昌吉の3人が協力して設立した活版印刷所である。其の命名は『詩経』の「日に就き月に将む」に基づいたものといわれている。

当時は木版の時代で鉛活字もなく印刷事業は困難であったが, 1871年1月(明治3年12月), わが国最初の日刊新聞『横浜毎日新聞』を発行した。

初代社長は横浜運上所に翻訳・通訳係として勤務していた子安峻で, また, 柴田昌吉は神奈川裁判所通訳・翻訳係を拝命して子安と知り合い, そ

27) 同上。

28) 『諸官進退・諸官進退状第七巻, 明治五年五月～六月』。

29) 『公文録 東京府之部 全 明治六年起一月止二月』。

30) 前掲, 『東京府史料 付録之部 履歴一』。

31) 齋藤康彦「茶の湯の復興と近代数寄者の台頭」(山梨大学教育人間科学部『山梨大学教育人間科学部紀要』第10巻, 296頁)。

32) 鈴木芳行「所得税導入初期の執行体制——東京市の所得税調査委員を中心に——」(『税務大学校論叢』第51号, 2006年, 687頁)。

の柴田の知人であった本野盛亨は外務1等書記官としてロンドン駐在などを経験した人物で、外国語に堪能なこの3人が作った日就社は、印刷業のかたわら、1873(明治6)年1月、英和辞書『英和辞彙』を刊行する。

日就社は『英和辞彙』を刊行後、本社を東京府芝琴平町1番地(現在の港区虎ノ門1丁目)に移し、1874(明治7)年11月、『読売新聞』を創刊する。新聞がまだ知識層の専有物に過ぎず、発行部数も微々たるものだった当時、英和辞書刊行に続く開明事業の第2弾として、日就社は広く国民に読んでもらえる新聞を目指した。読売新聞という名称は「読みながら売る」瓦版に由来し、「平常」に「ふだん」、「応接」に「つきあい」、「路傍」には「みちばた」など、漢字に通俗語の傍訓(ほうくん)を施したため、人びとから歓迎されて社運が隆盛し、日就社という社名は、1917(大正6)年12月、合名会社読売新聞社となるまで存続した。

岩見鑑造は日就社の理事となったといわれているが、その詳細はわからない。おそらくは、岩見鑑造訳述の『西洋諺草』が1877(明治10)年4月に日就社から出版されており、しかも、子安峻がこの『西洋諺草』の校閲者となっていることが、日就社理事就任の機縁となったのではないかと思われる。後考が待たれる。

次に醗酵社であるが、醗酵社は、1878(明治11)年10月創業のビール製造会社で、東京・芝の桜田本郷町が所在地である。組織は当初資本金2万円の合資会社で、経営者は金沢三右衛門、翌年5月から発売を始めた銘柄は「桜田ビール」である。この「桜田ビール」は、1890(明治23)年に上野で開かれた第3回内国勸業博覧会で有功3等賞牌を受賞するなど、品質や味についても一定の評価を受け、社名も醗酵社から1890(明治23)年に桜田麦酒会社、さらに1896(明治29)年に東京麦酒株式会社と変更して製造が続けられた³³⁾。しかし、やがて業績は伸び悩み、1907(明治40)年2月に大日本麦酒に買収されて、その歴史を終えることになる。

33) 柳田卓爾「戦前の日本ビール産業の概観」(『山口経済学雑誌』第57巻第4号、2008年、29頁)。

醜酵社の創業者の金沢三右衛門であるが、その生まれは江戸本石町で幕府や諸侯のお菓子御用達をしていた菓子商の家柄で、代々三右衛門を通称とした。明治になり、会計局へ召し出されお菓子調進方を仰せ付けられたが家業を廃し、1875(明治8)年に東京新橋にビール店を開業し、それが醜酵社となる。一方、1872年5月(明治5年4月)、東京府の御用掛を拝命し、次いで町会所詰めを申し付けられ、「諸問屋株式整理事件及び府立銀行設立計画の事務等に参与」していたのである³⁴⁾。

したがって、岩見鑑造と金沢三右衛門とのつながりは、両者ともに東京府の官員であったことによると思われる。しかも、由利公正が東京府知事として府立銀行設立構想をもっていたことからすると。そのつながりはより濃厚と思われ、岩見鑑造が醜酵社の「副頭取」に就任したのも理解できる。

岩見鑑造と東京商工銀行の関係についてである。

東京商工銀行は芝浜松町に1889(明治22)年に資本金50万円で設立された銀行であった³⁵⁾、その役員は、1893(明治26)年当時、頭取が米穀商の山田忠兵衛、副頭取が齋藤重兵衛、取締役兼支配人が田島安太郎、岩見鑑造は取締役兼監督、そして、質商・古着商の手塚長八と伊藤鼎の2人の取締役の計6人であった³⁶⁾。これら6人のうち、山田忠兵衛・田島安太郎・岩見鑑造・手塚長八の4人ともに芝区在住であり、「明治二十四年現在、港区地域において四等以上の所得税を納めるいわゆる富豪といわれる人々は芝区に一二八人」いたといわれているうちの4人なのであった³⁷⁾。

また、この4人は東京市制公布初期の芝区議員でもあった。頭取の山田忠兵衛は1892(明治25)年12月就任・同年12月退任の第2代芝区議長で³⁸⁾、1889(明治22)年11月～1895(明治28)年11月までの2期6年間区会

34) 久保田高吉『東洋実業家評伝 第三編』、博文館、1894年、61頁。

35) 『公文類聚』第14編、第78巻、民業門7坑業附7、商事5。

36) 大高阪秀之『日本全国諸会社役員録』、1893年、67頁。

37) 東京都港区役所編『新修港区史』、1979年、516頁～520頁。

議員を務め、田島安太郎は1889(明治22)年11月～1892(明治25)年11月まで1期3年間区会議員を務め、岩見鑑造は1889(明治22)年11月～1898(明治31)年11月までの3期9年間区会議員を務め、手塚長八は1889(明治22)年11月～1895(明治28)年11月までの2期6年間区会議員を務めている³⁹⁾。さらに、山田忠兵衛・田島安兵衛・岩見鑑造の3人は東京府会議員でもあった。山田忠兵衛は明治10年代から20年代にかけて9年7か月間、田島安兵衛も明治10年代から20年代にかけて11年9か月間、岩見鑑造は明治20年代に6年6か月間、それぞれ在職していたのである⁴⁰⁾。

かれらは「富豪」といわれた実業家であり、「芝区の八紳士」として名高い地域の有力者たちであって⁴¹⁾、かれら相互のつながりは明らかであろう。

ところで、岩見鑑造は葎庵と号する茶人でもあった。岩見鑑造は茶の湯も愛し、1898(明治31)年に松浦詮が在京の華族、知名士等と設立した「和敬会」会員となる⁴²⁾。会員は、青地幾次郎・石黒忠恵・伊藤雋吉・伊東祐磨・岩見鑑造・金澤三右衛門・戸塚文海・東胤城・東久世通禧・久松勝成・松浦詮(心月)・松浦愷・三田葆光・三井高保・安田善次郎・岡崎惟素の以上16人から成り世に「十六羅漢」と呼ばれたのであった。岩見鑑造は

38) 東京市芝区役所編『芝区誌』, 1938年, 441頁。

39) 同上, 443頁～444頁。なお、田島安太郎は「芝区区会議員在職一覧表」では在職期間が1889(明治22)年～1895(明治28)年までの2期6年間となっていて、区会議員名簿と異なっている。

40) 『東京府史 府会篇』第1巻, 1929年, 167頁～171頁。

41) 柴崎力栄「国家将来像と陸海軍備をめぐる海軍と徳富蘇峰」(大阪工業大学『大阪工業大学紀要』第56巻1号, 2011年, 19頁, 注34)を参照。なお、頭取の山田忠兵衛は「芝区における元老」であるともいわれたが、岩見鑑造死去後の1908(明治41)年1月に、経営していた東京商工銀行の破綻により、その自殺が判明している(小川功「明治期東京ベイ・スバ・リゾートへの投資リスク」(『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第13号, 2012年, 35頁, 注(17)を参照)。

42) 前掲、齋藤康彦「茶の湯の復興と近代数寄者の台頭」を参照。

数多くの茶会に茶客として出席し、自分の別荘である観泉庵でも茶会を催している茶人なのであった⁴³⁾。

そして、岩見鑑造は1904 (明治37) 年に没したのであった。

●長岡義之 生年 1840年 (天保11年)

没年 1886 (明治19) 年10月4日

長岡義之は1840年 (天保11年) に長州で生まれた。その幼少期、青年期もそうであるが、長岡義之が、長州藩士として、幕末から明治新政府の成立そして廃藩置県に至るまでの激動期をどのようにくぐり抜けて生きてきたのか、管見の限りであるが、一切わかっていない。後考が待たれるところである。

廃藩置県直後の1871年9月15日 (明治4年8月1日)、長岡義之は正院の1等官に任じられ⁴⁴⁾、ついで、同年末、大蔵省租税寮大属に任じられていたことがわかる⁴⁵⁾。

1872年2月28日 (明治5年1月20日)、大蔵省から次の荷が出された⁴⁶⁾。

横浜税関へ英人ウラツトソン御雇入ノ上全人并全所官員長岡大属坂井権中属運上所事務為取調上海差遣度段過日伺之通御聞届相成候処尚細考仕候へハ前書兩人ノ儀ハ實際事務取扱向ニハ熟達致シ居候へ共横文無学ノ者ニ有之殊ニ彼地税関ノ儀ハ英人ヂエネラルヂッキ氏長官ニテ事務取扱居候事故質問等ノ廉々自然言語不通ヨリ不分明ニテ徹底致シ兼夫カ為メ後日隔靴ノ患可有之モ難計就テハ同港在勤本勤本野租税権助差遣候へハ前件質問等ニ付疎漏ノ儀ハ有之間敷ト存候間全人儀モ差遣申度依之再応奉伺候御許可ノ上ハ来二月八日ノ郵船ニテ一同出帆為

43) 同上、298頁、注 (7)。

44) 石井良助編『太政官日誌』第5巻、東京堂出版、1981年、296頁。

45) 『諸官省官員録 明治四年十二月改』。

46) 『太政類典』第2編、第87巻 外国交際30 官員差遣2。

致候間外務省ヨリ彼港長官ヂッキ氏へ御依頼ノ一書并ニ当地在留ノ英副公使アタムスヨリモ彼港長官ヂッキ氏ヘノ添書差遣異候様外務省へ御達有之度此段奉申上候也 正月廿日

この伺によれば、横浜運上所在勤の長岡義之租税寮大属と坂井保祐租税寮権中属の2人が税関事務調査のため上海差遣が既に決定していたことがわかる。しかし、2人は税関事務に熟達しているとはいえ、「横文無学ノ者」たちで、現地の質問等にあつて「言語不通ヨリ不分明」となる惧れがあるため、上司の本野盛亨租税寮権助も同行させたい。については、上海税関長「ヂエネラルヂッキ」氏への依頼書及び横浜英公使館「副公使アタムズ」氏より上海税関長への添書依頼を外務省に達してほしいという伺なのであった。この伺は認められ、本野盛亨、長岡義之、坂井保祐の3人は、1872年3月8日（明治5年1月29日）、上海出張を正式に命じられ⁴⁷⁾、同年3月16日（同年2月8日）の郵船で出発したと思われる。

この頃、大蔵省は関税に関する諸制度の整備が重要課題の1つであった。中・長期的には関税諸制度に通じた専門官僚の養成が望まれ、使節団に「欧亜留学生徒」の内から相応の人物10人ほど選抜し「税関之事務専門修行」致させるよう依頼する一方⁴⁸⁾、短期的には欧米諸国の関税諸制度の調査・研究が早急に必要であった、そこで、上海で関税事務調査の経験もある長岡義之が適任であると大蔵省は判断し、下記のように、1872年6月18日（明治5年5月13日）、長岡義之を大蔵省7等出仕に任じ、岩倉使節団の大蔵省理事官随行に任命する運びとなったと思われる⁴⁹⁾。

五月十三日決ス即日施行

長岡租税大属

47) 『諸官進退状 第四卷 壬申正月』。

48) 「本朝公信」第21号（『大使書類』）。

49) 『諸官進退状 壬申五月六月』。

右租税寮七等出仕被仰付候上全権大使附属理事官随行被仰付度候事
但運上所海関税之事務心得居候ニ付至急被仰付候様致度事

壬申五月十日

従五位洪沢栄一

従五位上野景範

正院 御中

かくして、田中光顕大蔵省理事官随行として追加発令された長岡義之は、欧米で関税調査に従事することになった。そして、官費留学生で準メンバーとして発令される大野直輔とともに、海関税並びに港規則等の取調を行い⁵⁰⁾、1872年11月（明治10月）、次のように、田中大蔵省理事官に調査状況と今後の予定を報告しているのであった⁵¹⁾。

長岡義元（※義之の誤り）

大野直輔

当国海関税事務取調畧為相済候条来ル十月廿四日当府発途巴里斯府ニ於テ彼国税法書類取纏且サウサンプトン、マルセール、プリンテヒシー、ノ四港ハ本邦渡航之商船解纜ノ場所ニテ輸入品積出之地ニ付帰路立寄り各所ニ一週間程滞在税関之事務貨物之代価貿易之景況於実地取調来春正月中帰朝候様仕度此段宜相願度候以上

壬申十月

田中戸籍頭 殿

田中光顕

別紙之通願出候右ハ兼テ御達モ有之候間御聞済ニ相成候ハ、旅費相渡可申此段奉伺度候以上

壬申十月

50) 「在英雑務書類」（『大使書類』）。

51) 同上。

大久保副使殿 花押

伊藤 副使殿 花押

長岡義之は1873（明治6）年に帰国したが⁵²⁾、その税関事務関係の調査結果は「英国税関規則輸入法」・「英国税関規則輸出入法」・「英国税関規則借庫法」・「英国税関規則入港法付例」・「横文切手並免状」などにまとめられ、『大使書類』に収められているのであった。

1874（明治7）年1月15日、神戸税関に在勤していた長岡義之は、租税寮7等出仕から租税寮権助に任じられ⁵³⁾、そして、同月23日に神戸税関長となり、1880（明治13）年3月6日まで在勤するのであった。

この間、1877（明治10）年1月11日、大蔵省少書記官に任ぜられ⁵⁴⁾、1880（明治13）年3月8日には、大蔵省権大書記官に昇任し⁵⁵⁾、外国品調度掛長として、同年3月29日より6月30日までの外国品調度掛の事務成績を、同年末に佐野常民大蔵卿に報告するなどしている⁵⁶⁾。

長岡義之は、1881（明治14）年6月21日、前年3月に創設された会計検査院の2等検査官に転任する⁵⁷⁾。そして、翌1882（明治15）年1月16日、2等検査官から検査官に任じられ⁵⁸⁾、同年2月7日、会計検査院審査部の組織改正に伴い、審査第1部（国庫・内務省・大蔵省・元老院などを対象に審査）の部長に就任するのであった⁵⁹⁾。

52) 『アジ歴地名・人名・出来事事典』（長岡義之の項）では、1874（明治7）年に帰国したとあるが、1873（明治6）年10月31日付で、神戸兵庫県令宛に書面を提出しているのが、1873（明治6）年に帰国していたと思われる（神戸大学附属図書館『神戸開港文書』）。

53) 『諸官進退 第十九卷 明治七年一月』。

54) 『諸官進退 第五十四卷 明治十年一月』。

55) 『公文録 官吏進退 大蔵全 明治十三年』。

56) 『大蔵省 自十二年七月至十三年六月 第六回年報書附録』。

57) 『明治十四年 公文録 官吏進退太政官自一月至十月全』。

58) 『太政官記事』第3巻，東京堂出版，1983年，280頁。

その後、1884 (明治17) 年1月9日に、恩給局御用掛の兼勤を仰せ付け、同年10月24日には、恩給局主事を兼任することになったが、2年後の1886 (明治19) 年10月4日に病没するのであった⁶⁰⁾。

●由良守応 生年 1827年 (文政10年)
没年 1894 (明治27) 年3月30日

由良守応は、1827年 (文政10年)、和歌山の門前村 (現・和歌山県日高郡由良町由良) の庄屋由良弥三兵衛の長男として生まれる。はじめ弥太次、後に源太郎と称し、長じて守応と名乗る。号は義溪である⁶¹⁾。

ペリー来航の1853年 (嘉永6年)、有田郡石垣組の道場で剣術の稽古に励み、4年後の1857年 (安政4年) に有田郡にきた千葉重太郎より、北辰一刀流の免許皆伝を受ける。そして、その傍ら菊池海荘に同行、西洋式大砲の試射演習に参加する一方、ロシア艦が紀州沖に来た時に沿岸警備にあたりた⁶²⁾。

1863年 (文久3年) には大坂・京都をしばしば往復し、庭田重胤中納言が天皇の勅使として石清水八幡宮に参拝した際に近習として扈從したり、監察使東園基敬中將の1員として加太浦の台場に来るなど、尊攘派の志士として活動する。

1864年12月16日 (元治元年11月18日)、切米8石、3人扶持の御徒歩に取り立てられる。1865年3月15日 (元治2年2月18日)、紀州藩保守派による尊攘派排除で捕縛され、揚屋に幽閉されるも、1867年2月7日 (慶応3年1月3日)、幽閉が解かれ門前村で謹慎の身となる⁶³⁾。

59) 『公文類聚 第六編第二巻、官職門二 官省廢置 明治十五年』。

60) 『官吏進退 三十 叙位一 明治十九年』。

61) 手塚晃・国立教育会館編『幕末明治海外渡航者総覧』第2巻、柏書房、1992年、128頁。

62) 同上。

63) 同上。

1868年1月27日(慶応4年1月3日)に始まる鳥羽伏見の戦いで、幕府軍が敗走し敗兵が紀州へも来る中、紀州藩主徳川茂承は、3月7日(2月14日)に上京し、朝廷に恭順の意を示すが、その一行に由良守応も加わっていた⁶⁴⁾。

その後、由良守応は大阪府勸農課に入り、1869年5月19日(明治2年4月8日)に民部官が設置されると、同年6月21日(同年5月12日)、民部官の御雇となり、牧牛馬御用掛の任に就く。そして、紀州藩津田出が開いた藩営の友ヶ島の牧場で、輸入牛馬の育成酪農に従事する。そして、民部官通商司権大佑に任命され⁶⁵⁾、同年7月(同年6月)、民部官物産司の判司事になる⁶⁶⁾。

そして、廃藩置県後の1871年9月17日(明治4年8月3日)、大蔵省勸業寮の勸業少佐となり正7位に叙せられ⁶⁷⁾、1週間後の9月24日(同年8月10日)勸業助となる⁶⁸⁾。しかし、直後の10月6日(8月22日)、勸業寮が勸農寮に改められると⁶⁹⁾、勸農助となったのである。また、この頃に宮内省兼勤ともなっている⁷⁰⁾。

1872年3月20日(明治5年2月12日)、大蔵省から、以下の伺が政府に出された⁷¹⁾。

勸業寮事務ノ儀ハ牧畜生産等専務ニ候処牧畜ハ牛馬羊豚雛飼立方ヲ始
メ牛乳製法筋生産ハ麦酒其他諸酒造ガラス製作羅紗呉呂服等総テノ織
物未タ御國於テ十分不相開別テ毛織物ガラス等ノ品ハ悉ク舶来品ヲ仰

64) 同上。

65) 同上。

66) 『官員録』明治2年6月。

67) 前掲、石井良助編『太政官日誌』第5巻、300頁。

68) 同上、310頁。

69) 『太政類典』第2編、第16巻、官制3、文官職制3。

70) 『諸官省官員録 明治四年十二月改』。

71) 『太政類典』第2編、第248巻、学制6、生徒3止。

ギ候儀ニテ此俣ニ捨置候テハ日用必需ノ品柄莫大ノ御國損ニモ立至リ可申哉乍去別紙科目ノ通り何レモ大事業ノ儀ニテ實際ニ就キ研究不致候テハ迎モ成業無覚束存候間此度人数人撰致其器用材能ニ応シ夫々事業ヲ分ケ凡ソニヶ年ノ期限ヲ以テ米國へ差遣シ親シク同國人へ隨從ノ上実地修行為仕度追テ帰朝ノ上ハ右ノ者共ヲ師表ト致シ諸人へ伝習為致右ノ事業闔國一般相開候様仕度依テ科目書相添申上候間至急御差図可被下候此段相伺候也 二月十二日 大藏

大藏省は、牧畜・鉱物・酒造・ガラス・織物及び染物・塗物など勸業寮の事務は「何レモ大事業ノ儀ニテ實際ニ就キ研究不致候テハ迎モ成業無覚束」い故、人選してアメリカで2か年間「実地修行」させたいと、政府に伺い出たのであった。

この伺は認められ、大藏省は、次の由良守応以下11名の者たちを選び、アメリカへ留学させると届け出たのであった⁷²⁾。

牧畜	由良勸農助	同	山沢静吉
鉱物職	井上幾太郎	同	吉田慶蔵
塗物職	山本弥吉	農業	田代静之助
染物職	入江音次郎	織物職	梶山鼎助
同	柳中讓蔵	酒造職	出島松蔵
ガラス製造 白根貞蔵			

右ノ通今般諸職為修行米國留学申付尤何レモ職業研究ノ訳ニ付於当省辞令相渡申候依之此段御届申進候也 二月一三日

また、1872年5月8日(明治5年4月2日)、大藏省は、すでに諸職修行として派遣した「勸農助由良守応 山沢静吉 井上幾太郎 吉田慶蔵 田

72) 同上。

代静之助 入江音次郎 白根貞蔵 赤羽四郎 梶山鼎蔵 柳井讓蔵 山本弥三 小谷静三 池田猪之助 平沢太助」の14名(上記届出の11名とは名前が1字違う者が3名、新規の者が3名追加されている)の者たちに学資として1人につき1か年洋銀800ドルと他に往返船車賃を与える事にし、その費用は「牧畜御益金并官林御払代」をもって充てるようにしたいと政府に伺い、これも認められたのであった⁷³⁾。

とまれ、由良守応たちは、3月26日(2月18日)、横浜からアメリカ号に乗船しアメリカへ向けて出発した。このアメリカ号には、松平忠和・大関増勤の華族留学生、開拓史派遣の留学生、三井家の留学生、それに外債募集の公務で渡米する大蔵少輔吉田清成ら一行が乗船していたことで知られている⁷⁴⁾。

由良守応は、1872年4月18日(明治5年3月11日)にサンフランシスコに到着し⁷⁵⁾、直ちに牧畜事業などの調査・研究に従事した。しかし、次第に調査・研究費用の不足を痛感し、その打開策として岩倉使節団の理事官随行員になればよいということに思い至った由良守応は、同年の7月(6月)、次の理事官随行願を使節に出した⁷⁶⁾。

兼宮内省出仕 由良勸農助

私儀当二月以来牧畜研究之為米國行拜命致候処一ヶ年八百金之学資ヲ以当三月以来諸方牧畜盛大之地ハ遠近ニ不拘往来致牛馬之駄カケ或ハ羊毛刈取或ハバタチース等蒸気器械ヲ以製造致等迄篤ト試見致候得共一ヶ月六十金余ニテハ春来入用之半ニモ引足り不申此姿ニテハ実地廻

73) 同上。

74) 西岡淑雄「明治五年二月十八日横浜発のアメリカ号で渡航した留学生たち」(日本英学史学会編『英学史研究』第26号、1994年)。

75) 大日方純夫「小野梓の米英留学」(早稲田大学大学史資料センター『早稲田大学史紀要』第46巻、2015年、34頁)。

76) 「在米雑務書類」(『大使書類』)。

リ経験者出来不申夫ニモ三四ヶ年ヲ経候ハ、如何トモ出来可申ト存候得共明年ニ至リ候ハ、是ヲ以皇朝ニ於テ施与致度存候ニ付可相成ハ理事官随行被仰付候ハ、十分之取調モ出来可申ト存候然処先般岩山勸農少属儀牧畜其外取調トシテ英國へ被差遣候由同人昨年於民部省米國行拜命之節モ申合候廉モ有之素ヨリ同志之儀故同國へ渡海致同人申合取調致候ハ、自然弁利之廉モ可有之ト存候且又御馬車之御シ方等モ帝國ナラテハ試見致候事不能候ニ付旁以理事官随行被仰付英國へ渡航相成候様御取扱之程伏テ奉懇願候以上 六月

最後に記されている「御馬車之御シ方」など云々とあるのは、宮内省出仕を兼勤している関係で、「各國帝王之車駕之御法等」を目撃するために、まずは渡英して「試見」したいということを希望したのであった⁷⁷⁾。

この願は聞き届けられ、1872年7月23日(明治5年6月18日)、由良守応は田中光顕大蔵理事官随行を仰せ付けられ、本官相当の日当を受け取ることになったのであった⁷⁸⁾。

12月(11月)になり、英国で王室の馬車礼式関係の調査を終えた由良守応は、次の願をだした⁷⁹⁾。

宮内省出仕兼勤 勸農助由良守応

一英金百封度也

右ハ於宮内省御厩御入用ノ品々先般御指図ニヨツテ相調候付テハ書面ノ金子御下渡シ有之様致度此段奉願候也

壬申一一月

御附札案

書面之金高取替相渡候間追テ宮内省定額金ヲ以返納可有之候

77) 「本朝公信」第30号(『大使書類』)。

78) 前掲, 「官員生徒拜命表」。

79) 「在英雜務書類」(『大使書類』)。

当國女王礼式其他常用ノ馬車等御相談ノ上詮議申付右ノ写真其外馬馴シ道具等買得ノ為メ入用右ノ通申出候ニ付御詮議ヲ可被下候遣弘廉々ハ守応ヨリ一ツ書ニシ逐テ可申出候事

木戸・大久保・伊藤の3副使がこの願を認めて、以上の通り、由良守応は「宮内省御厩御入用ノ品々」を調達することになったのである。ちなみに、由良守応は勸農助の肩書で上記の願を出しているが、すでにこの時点で、勸農寮は廃されていて、11月9日(10月9日)に由良守応を勸農助から租税寮七等出仕とする辞令が大蔵省に下達されていたのであった⁸⁰⁾。

由良守応は、1873(明治6)年1月15日にパリを出発し、オランダで牧畜の事業などを調査した上で英国へ戻り、それよりアメリカで馬を買入れてから帰朝する予定を使節に申告し、其の必要経費および旅費を請求した⁸¹⁾。ところが、オランダのユトレヒト滞在中の由良守応から、各国の入国手続き特にアメリカでの通関時に所持の物品が無税になるのではとの思いもあって、使節団の1員であることの証明「手形」の交付を求める、以下の願が出されているのであった⁸²⁾。

和蘭ユトレフト府滞在 由良守応

右当國ニ於テ牛乳製法分析等ノ諸器械買入方致候処損シ痛ミ物ニ付自身持帰り可申心得ニ御座候処是ヨリ蘭白仏英米等ヲ通行致候ニ付テハ其國境ノ改モムツカシキノミナラス殊ニ米國ニテハ税金モ相掛リ候由ニ付全權使節理治ノ官員ニ相違無之トノ手形御下渡シ相成候様尤此手形有之時ハ荷物改メ等モ無之由ニ付是非至急御下ケ被下度此段奉願候也

但肥田某儀ハ持参有之候事此例ニ倣ヒ早々御取扱相成候様奉願候以上

80) 「本朝公信」第39号(『大使書類』)。

81) 「在仏雑務書類」(『大使書類』)。

82) 同上。

明治六年第一月廿四日

これに対して書記官から「パスポルト」は渡すが、これを「証」として「運上所ニテ税ヲ免ル種」とはならないと、返信されていて、由良守応の見込ははずれたのであった⁸³⁾。

また、1873（明治6）年1月30日にも、由良守応から、使節に次の願が出されている⁸⁴⁾。

兼テ被仰聞ノ通当月限欧州発足可致心得ニ御座候処牧畜ノ取調モ結末相付ケ兼候ニ付来十五日迄仏到着ノ積リ日限御差延被下度此ノ段奉願候也

但シ御馬車牽馬ノ儀ニ付少々見込モ有之候ニ付左ニ申上候
各国ノ帝王馬車牽馬ハ「ザメ」馬ヲ以第一等ノ者トス既ニ英ノ官厩ニ繋キ有之候白毛ノ馬是ナリ右ハ先年亭國ヨリ「クイン」へ被送候由右ハ独乙國「ハナウ」トカ云フ所ニテ産スルトノ事ニ付同所迄行候テ其價及其情実モ取調追テハ此種馬御買入ノ上皇國ニ於テ蕃殖為致御規式等ノ節ハ御馬車牽馬ニ備度ト奉存候ニ付同國迄馳走致シ候上仏國迄到着ノ日合本分願ノ通來ル十五日御聞濟ノ程出格ノ御取扱奉希候以上

明治六年第一月三十日 租税寮七等出仕宮内省兼勤 由良守応

しかし、残念ながらこの由良守応の「種馬買入」の願は、「難取次」として、却下されているのであった⁸⁵⁾。

かくして、牧畜事業や皇室の御馬車関係などの調査を終えた由良守応は、1873（明治6）年5月27日に帰国する⁸⁶⁾。

83) 同上。

84) 同上。

85) 同上。

そして、同年9月13日、「皇宮馬車掛長」になる⁸⁷⁾。しかし、皇室の馬車が、同年11月7日、事故に遭う。

同年11月7日午前10時過ぎに、皇太后宮皇后宮が乗った御馬車が赤坂榎坂で転覆したのである⁸⁸⁾。

警察は直ちに、以下のような報告を行っている。

今七日皇太后宮皇后宮御同車高輪辺御遊覧ニ付午前第十時御出門ニ而第二大区小四ノ区赤坂榎坂御通行ノ際御馬奔逸シ御馬車桜川へ陥リ御馬一疋ハ即死ニ及候得共御尊体ハ聊無御別条工部省へ被為成同所ニ御休憩ニ相成申候此段不取敢御届申上候也

明治六年十一月七日

國分大警視

田辺大警視

本寮 御中

追而邏卒番人等格別勉励之廉モ有之候ヘトモ右ハ第二大区出張所ニ而取調之上御届別而申上候

また、『明治天皇紀』は、この11月7日の条に、事件について、以下のように記している⁸⁹⁾。

七日 皇太后・皇后、芝高輪附近に行啓、駕を旧山口藩主毛利元徳の邸に寄せたまはんとし、午前十時車を同じくして御出門、赤坂田町通を左へ、榎木坂を経て大和坂を下らせらる、数間にして、馬車 ラン

86) 『公文録 着発忌服之部 明治六年』。

87) 前掲、『由良町の文化財』45号、由良守応の年譜。なお、由良守応は9月15日に租税寮7等出仕を免ぜられているので、日付にズレが生じている(石井良助編『太政官日誌』第6巻、470頁)。

88) 『公文録』司法省之部、第82巻、明治6年11月。

89) 『明治天皇紀』第3巻、吉川弘文館、1969年、157頁。

ドレー式二頭立 は其の轅端を破損して急転し、両后乗駕のまゝ、左側工部省勤工寮に沿える溝渠中に顛落し、馬匹一頭即死す、但し車軸に支へられて車体の溝底に陥らざりしは天祐なりき、大馭者目賀田雅周・中馭者式部可榮及び車添等、馬車の幌を壊りて両后を出したてまつる、幸いにして微傷どもあらせられず、供奉女官等に扶けられて工部省に入りたまふ、御服湿潤せるを以て、女官等衣を脱して上る、右大臣岩倉具視・参議等馳せて伺候す、尋いで高輪行啓を中止し、午後二時肩輿に乗じて還啓す、皇后は少しく左肩に打撲の疼痛を感じ、今夕微熱あらせらる、

さらに、『新聞雑誌』は、事件現場の記載が違うが、次のように報道している⁹⁰⁾。

本月七日皇后、皇太后御同車ニテ、浜離宮ニ行啓ノ御途中、麻布靈南坂中程ニテ、御召ノ馬車不図溝側ノ駒寄セへ倒レ掛リシ処、引馬右ノ後蹄ヲ踏外シ、深サ三間余幅五尺程ノ溝中へ陥リ、御車其上ニ転覆セリ。近傍工部省測量司等ノ官員一同駆付ケ、漸ク抱護シ奉レリ。幸ニ玉体ハ恙ガナク即時輦輿ニテ還御在セラレタリ。馭者ハ足ヲ折キ亜刺比垂産白馬一疋ハ即死、一疋ハ測量司ノ介抱ニテ助カレリト云。

この皇太后宮皇后宮御馬車転覆事件で、由良守応は引責辞任し、民間に下ったのである。

その後、翌1874（明治7）年7月⁹¹⁾、由良守応は、乗合馬車会社「千里軒」を開業する。英国で2輪馬車、4輪馬車や2階建て馬車に魅せられていたこともあり、英国から2階建て馬車定員30人乗り2台を輸入して営業を始

90) 本邦書籍株式会社『新聞集成 明治編年史』第2巻、1982年、91頁。

91) 内閣記録局『往復簿』、明治24年。

めたのである。8月8日付の『東京日日新聞』に掲載された宣伝広告には、次の通りの文言が示されていた⁹²⁾。

乗合馬車開業

弊社今般欧米各国にて専ら行る、『オムンボス』と称する二階造の馬車運転を始め客三十人を乗せ浅草雷神門前より新橋汽車「ステーション」迄一時に達す毎朝六時より午後八時迄一日往復六回すべし路上の賓客便利の爲め途中の乗り下り望に任す冀はくハ四方の君子伏て来駕したまはん事を

壱人前賃金十銭 途中半を限三銭

千里軒

しかし、この「二階造」馬車は、「駿馬逸走して傍らの牡丹餅店に衝入」する事故が発生したりするなど、危険であるとして、禁止されてしまう⁹³⁾。それでも、1876(明治9)年8月9日、宇都宮まで郵便物配達のため往復馬車差し立ての許可を得て、16日から開業し⁹⁴⁾、「千里軒の宇都宮へ通ふ乗合馬車は、此ほど乗客が疲れない様に腰かけは勿論、すわりでも寝ころびでも出来る工夫にして、昨日から賃銭も是まで通りで通ひ、又別に毎日三度づゝ運送車を出して荷物を送るといふ」というように工夫して営業努力を続けたが⁹⁵⁾、競合の馬車会社も増えてきたことから、遂に1880(明治13)年7月、由良守応は千里軒の営業権を手塚屋(宇都宮の旅館主)に譲ることにしたのであった⁹⁶⁾。

千里軒の由良守応氏は、馬車の営業を人に譲りて、頃日豊津新左衛門

92) 日本電報通信社『日本新聞広告史』, 1940年, 162頁。

93) 前掲, 『新聞集成 明治編年史』第2巻, 196頁。

94) 同上, 第3巻, 32頁。

95) 同上, 139頁。

96) 同上, 第4巻, 243頁。

(綱太夫の三味線)を伴につれ、箱根に遊ぶ道すがら義太夫先生と化けたるに到る処評判よろしく、中には此人が綱太夫なるべしなどとて、一兩日の逗留を申込む家もあり、何して田舎では立派な太夫さまなりと、同氏よりの来状あり。

その後、由良守応は、米国から数十頭の乳牛を輸入して牧場を経営したり⁹⁷⁾、1887(明治20)年に、芝愛宕下3丁目に資本金20万円で発動器製造会社を創立して社長に就任、発動機関車(馬車台用)の製造を企図するも時期尚早のためか完成に至らなかったと思われる⁹⁸⁾。

そして、1894(明治27)年3月30日、由良守応は和歌山市で満66歳の生涯を閉じたのであった。

●市川文吉(市川齋宮) 生年 1847年8月3日(弘化4年6月23日)
没年 1927(昭和2)年7月30日

市川文吉は、蘭学者で蕃書調所の教授職市川兼恭の長男として、1847年8月3日(弘化4年6月23日)に江戸神田新白銀町で生まれた。幼名を秀太郎といい、1861年12月26日(文久元年11月25日)に文吉と改名した。通称は齋宮、号は浮天齋と名乗っていた。市川文吉は、1857年1月(安政3年12月)に教授手伝出役に採用され、1857年3月(安政4年2月)には「蘭字版下」の仕事を命じられ、同年8月4日(同年6月15日)には正式に活字版御取建事業の命を受け、1858年5月8日(安政5年3月25日)に日本名「西洋武功美談」と附せられたオランダ語教本を活版で印刷することに成功した⁹⁹⁾。そして、市川文吉は、1860年5月24日(万延元年4月4日)に蕃書調所においてフランス語の学習を命じられ、1864年12月22日(元治元年11月

97) 前掲、『由良町の文化財』45号。

98) 『新撰東京実地案内』薫志堂、1893年、182頁。

99) 宮地正人「混沌の中の開成所」(東京大学出版会『学問のアルケオロジー』、1997年)。

24日)には、開成所の仏学科の教授手伝並当分助に任じられる¹⁰⁰⁾。

1865年(慶応元年)初頭、幕府は、ロシア語通訳志賀親朋と箱館駐劄初代ロシア領事ゴシケーヴィチの勧めで、初めてロシアへ留学生を派遣することを決定した。留学期間は5年の予定で、ゴシケーヴィチは日本政府からの借金を、留学生のロシア滞在経費と相殺しようとしたのである。幕府は、開成所仏学稽古人世話心得の市川文吉、山内作左衛門・緒方城次郎・大築彦五郎・田中二郎・小沢清次郎の6名を選び、この中で家格が一番高い市川文吉が留学生の組頭となったが、留学生取締役には箱館奉行支配調役並の山内が任命された。1865年5月9日(慶応元年4月15日)、加藤弘之の世話で、市川文吉の壮行会が下谷の松本屋で開かれた。開成所の教授職31名が出席し、芸者百名が待ったと言われている。父の兼恭は開成所の同僚や部下に、息子に対する壮行文を依頼し、これが『幕末洋学者欧文集』である。執筆者は蘭文18人、独文5人、仏文4人、英文8人の計35人であった。送別文の大半の主旨は、父祖の国日本の洪恩を忘れず、学業に精を出し、健康に留意せよといったものであった。市川兼恭は越後屋呉服店で文吉に燕尾服風の洋服をあつらえてやり、洋学者で同僚の開成所教授柳河春三宅で家族全員の記念写真を撮った¹⁰¹⁾。

留学生一行は、1865年9月16日(慶応元年7月27日)、箱館からロシア軍艦ポカテル号に乗船し、翌日出航¹⁰²⁾、長崎・香港・ケープタウン・プリマスを経て、フランスのシェルブールに入港し、そこから鉄道でパリ・ベルリンを経由して、1866年4月1日(慶応2年2月16日)、ペテルブルクに到着した。到着2日後に留学生たちはロシア外務省アジア局に出頭し、そこで橘耕斎という日本人に引き合わされた。周知のように、1854年(嘉

100) 宮永孝「幕末ロシア留学生市川文吉に関する一史料」(法政大学社会学部学会『社会労働研究』39巻、4号、1993年、131頁)。

101) 沢田和彦「I. A. ゴンチャローフと二人の日本人」(北海道大学スラブ研究センター『スラブ研究』45巻、1998年)。

102) 前掲、宮永孝「幕末ロシア留学生市川文吉に関する一史料」、134頁。

永7年)にプチャーチン提督が下田に来航し、その乗艦ディアーナ号が津波で損傷を受けて沈没してしまい、戸田村でロシア人は日本人の協力のもとにスクナー船「戸田」号を建造し、プチャーチンはこれに乗って帰国したが、その際に橘耕斎は、ゴシケーヴィチらとともにプロシアの商船グレタ号で日本を密出国したのであった。橘耕斎はロシア名を「ウラヂーミル・ヨーシフォヴィチ・ヤマートフ」と名乗り、ゴシケーヴィチの推挙でアジア局に9等官通訳として就職する。1870年(明治3年)にはサンクトペテルブルク大学東洋語学部の初代日本語講師となり、1874(明治7年)年に日本に戻ったが、帰国に際して、在露18年間の功業に報いるため、スタニスラフ3等勲章と年金1000ルーブルを、ロシア皇帝より下賜されたのであった¹⁰³⁾。

1867年(慶応3年)に山内が病気を理由に帰国、その他の留学生も幕府崩壊に伴い4名が帰国し、市川文吉だけがロシアに残留し、プチャーチン伯爵邸に仮寓する。市川文吉は親露感を抱き、ロシアの上流社会にも出入りした。それには彼のフランス語の知識も一役買っていたと思われる。その後、市川文吉は、ロシア人女性「シユヴキロフ」と同棲し、1870年(明治3年)に男子をもうけた。この子供アレクサンドル・ワシーリエヴィチ・シユヴキロフ(シェヴィリョーフ)は後に外交官になり、アフガニスタンもしくはペルシャ方面の総領事をつとめている¹⁰⁴⁾。

1869年5月4日(明治2年3月23日)、外国官から、以下の伺が出された¹⁰⁵⁾。

外国官伺弁事

斎宮倅市川文吉儀此五ヶ年前旧幕府ヨリ魯西亜学伝習トシテ彼国へ差遣シ手当相渡有之由ノ処其後一全帰国可致旨達シ有之候得共全人儀ハ

103) 同上。

104) 同上。

105) 『太政類典』第1編、第119巻、学制、生徒1。

帰朝面目相立候迄精業ノ素志ニテ勉励当時ハ何ノ手当モ無之候得共彼
国フーチャチンノ深切世話ニ相成居候由ニ付其人物相調へ候処所詮
往々国家ノ為メトモ可相成見込ニ有之候得ハ外米國留学生等全様相応
手当下賜御沙汰相成候様可然存候ニ付早々御評議有之度此段御伺申上
置候也 二年三月二十三日

加藤弘之の尽力によるといわれているが、この伺は聞き届けられ、市川
文吉は外務省留学生の身分を獲得し、1か年600ドル(メキシコドル)の学
資金が送金されることになったのであった。

1873(明治6)年1月18日、正院から市川文吉の帰朝を取り計らうよう
にという指令が、以下の通り文部省に出された¹⁰⁶⁾。

魯國留学生静岡県貫属士族市川文吉儀御用有之候間帰朝候様達方取計
可有之候也 文部

明治六年一月一日 正院

文部省

これに対して、文部省は、この指令の理由を尋ねる、次の伺を正院に出
した¹⁰⁷⁾。

魯國留学生市川帰朝云々御達ニ付御答

魯國留学生静岡県貫属士族市川文吉儀御用有之候間帰朝候様可相達御
沙汰ノ旨承知致候右ハ如何ノ御詮議ニ候哉不相弁候へ共同人儀ハ開拓
使へ採用致度段過日相伺置候趣ニテ同使ヨリ打合及ヒ候然処当省ニオ
イテ見込ノ次第モ有之且留学生徒改正中ニ付需ニハ難応段相答置候間

106) 『公文録 文部省之部 全』, 明治6年起1月止3月。

107) 同上。

右同人儀数年魯國留学学業相進後來当省必用ノ人ニモ有之一応同使へ
相断候次第二候へハ自然右ニ付帰朝御下命ノ詔ニ候へハ御見合ニ相成
度存候へ共外御用筋有之儀ニ候哉御模様一応相伺度此段申上候也

明治六年一月十九日 大木文部卿

正院 御中

文部省としては、市川文吉について開拓使より採用したいとの打合せも
あったが、文部省としても将来必要な人物であるので断った経緯もある、
それゆえこの度の正院の話は見合わせたいが、御用の筋につきその模様を
一応伺っておきたいというのであった。この文部省の伺いに対して、正院
は、次のように回答した¹⁰⁸⁾。

魯國留学生市川文吉帰朝ノ儀相違候ニ付申出ノ趣致承知候然処同人儀
ハ後來於其省必用ノ見込モ有之候趣就テハ何レニ登用可相成見込ニ有
之候哉其辺致承知度候間回答可有之候也

明治六年一月廿二日 正院

大木文部卿 殿

正院は、市川文吉を将来登用する文部省の見込について、さらに具体的
な見込を詳細に知りたいと文部省に尋ねてきたのであった。この掛合に対
して、文部省は、以下のように回答しているのであった¹⁰⁹⁾。

市川文吉登用云々申上

魯國留学生市川文吉儀於当省何レニ登用可相成見込ニ候哉可申上旨御
沙汰ノ趣致承知候右同人儀ハ工業学専務ニテ殊更ニ鉦山学習業追々実

108) 同上。

109) 同上。

地研究致シ學術トモ成業ノ上工業学校教師ニ相用尤魯学モ兼任可致見
込ニ有之尤帰朝ノ上学業等検査専門学校ノ内金石学地質学等受持ノ教
師ニ可致見込モ有之候此段御回答申上候也

明治六年一月廿七日 大木文部卿

正院 御中

文部省としては、市川文吉は工業学を専ら学び、しかも鉱山学を研究して
いて、成業の上は工業学校教師に採用、ロシア学教師を兼任させ、専門
学校のうち金石学・地質学など受持の教師とする見込であると、正院に回
答したのであった。

1873 (明治6) 年3月末に、岩倉使節団がサンクトペテルブルクに到着
した。市川文吉は、4月1日付で大使付属隨行に任命され、4等書記官の
手当と1か月150ドルが支給されることになる¹¹⁰⁾。そして、使節がアレク
サンドル二世に謁見した折りに通訳をつとめるのであった。

同年7月25日、文部省から、次の伺が正院に出されている¹¹¹⁾。

魯國留学生市川文吉採用云々伺

魯國官費留学生市川義外務省ヨリ申立有之二付大使附属被申付帰朝
云々全權大使ヨリ申来候段別紙抜条之通内史ヨリ送致有之候然ニ同人
義ハ本年一月御用有之帰朝可被命之処専門学校ノ内金石学地質学等受
持ノ教官ニ可相用見込之段上陳仕其旨御採用相成居候処外務省申立ニ
因而帰朝被命候趣右ハ即今専門学校設置之際教官ニ乏シク頗苦慮罷在
候折柄文吉義ハ差詰必用之人物ニ候間自然他へ御採用相成候而者甚失
望之次第ニ候条同人帰朝之上ハ前議之通速ニ当省へ採用仕度至急相伺
候也

110) 「大使公信」第25号 (『大使書類』)。

111) 『公文録 文部省之部 全』, 明治6年8月。

明治六年七月廿五日 文部省三等出仕 正五位田中不二磨
太政大臣三条実美 殿

使節団帰国が間近となり、文部省は、市川文吉の帰国後の処遇について、前述の1873(明治6)年1月27日における正院への回答内容を再度繰り返して、「差詰必用之人物ニ候間自然他へ御採用相成候而者甚失望之次第」であるとして、前議の通り市川文吉を文部省に採用したいと、確認の伺を正院に出しているのがであった。

かくして、市川文吉は使節団と行動をともにして、1873(明治6)年9月13日に帰国したのであった。

帰国の同年10月17日、市川は文部省7等出仕となり¹¹²⁾、同年12月、文部省の要望通り、同年8月に開設されたばかりの東京外国語学校魯語科教員に任ぜられる¹¹³⁾。

1874(明治7)年2月10日、市川文吉は、外務省2等書記官としてロシア在勤を命じられ¹¹⁴⁾、翌3月10日、海軍中将兼特命全権公使榎本武揚に随行してロシアへ向け出帆¹¹⁵⁾、6月10日、ペテルブルグに到着した¹¹⁶⁾。

駐露日本公使館における市川文吉の主な仕事は、会談の際の通訳や外交文書の翻訳だった。とりわけ千島樺太交換条約の交渉に与っては、志賀親朋、西徳二郎とともに通訳として大いに力を発揮し、この条約は1875(明治8)年5月7日に調印された。市川文吉は、榎本武揚とともに帰国することになり、1878(明治11)年7月から9月にかけて、4頭立ての馬車2台で、サンクトペテルブルクからウラジオストクまで1万500キロのシベリア横断を66日間で踏破し¹¹⁷⁾、同年10月21日、東京に帰着したのであ

112) 前掲、宮永孝「幕末ロシア留学生市川文吉に関する一史料」、137頁。

113) 東京外国語学校編『東京外国語学校沿革』、1932年、48頁。

114) 『明治七年三月 外務省職員一覧表』、印刷局。

115) 鷲只雄「吉井勇論(Ⅰ)」(『都留文科大学大学院紀要』第1集、1997年、37頁)。

116) 前掲、宮永孝「幕末ロシア留学生市川文吉に関する一史料」、138頁。

る¹¹⁸⁾。

市川文吉は、1879 (明治12) 年 1 月 20 日、以下の辞職願を出す¹¹⁹⁾。

私儀在露國公使館在勤被仰付罷在候処御用有之交代済帰朝仕候ニ付而
者被免本官度此段奉願候也

明治十二年一月二十日 外務二等書記官 市川文吉

太政官大書記官 御中

市川文吉のこの願に対して、寺島宗則外務卿から三条実美太政大臣へ、
1879 (明治12) 年 1 月 23 日、次の伺が出され、それは、翌 2 月 4 日に聞き
届けられる¹²⁰⁾、

三条太政大臣 殿 寺島外務卿

外務二等書記官市川文吉儀被免本官度旨願出候右ハ願ノ通被差免候上
ハ更ニ本省御用掛申付身分奏任ノ取扱ニ仕度候此段相伺候也

明治一二年一月二十三日

伺ノ趣聞届候条其省ニ於テ可相達事

明治一二年二月四日

また、再び外国語学校魯語科教員も兼職することになり、1883 (明治16)
年 7 月 11 日、文部省御用掛准奏任をも兼勤することとなった¹²¹⁾。

市川文吉当省御用掛兼勤之件上申

117) 前掲、沢田和彦「I. A. ゴンチャロフと二人の日本人」。

118) 前掲、宮永孝「幕末ロシア留学生市川文吉に関する一史料」、138頁。

119) 『公文録 外務省之部 全』、明治12年1月2日。

120) 同上。

121) 『明治十六年 公文録 官吏進退文部省全』。

外務省准奏任御用掛市川文吉儀是迄当省所轄東京外国語学校於テ露語
学教員ヲ兼職罷任候処今回更ニ当省御用掛准奏任兼勤被仰付従前之如
ク該校勤務ヲ命シ度尤外務省へ及照会候処差支無之趣ニ付速ニ御裁可
相成度履歴書相添此段相伺候也

明治十六年七月五日 文部卿福岡孝弟

太政大臣三条実美 殿

伺ノ趣聞届候条於其省可相達候事

明治一六年七月十一日

しかし、1885（明治18）年12月28日、文部省御用掛兼務を免じられる¹²²⁾。

外務省御用掛兼東京外国語学校御用掛市川文吉

右ハ先般東京外国語学校ト東京商業学校ト合併候ニ付兼務ヲ被解度候也

明治十八年十二月二十八日 文部大臣森有礼

内閣総理大臣伯爵伊藤博文 殿

稟請ノ趣認可候条其省ニ於テ相達スヘシ

明治十八年十二月二十八日

その後、市川文吉は、外務省御用掛を非職となるも、1886（明治19）年
6月23日、内閣顧問伯爵黒田清隆が、病氣療養のためシベリア経由で欧米
巡遊の途に上るとき、通訳として随行し、1887（明治20）年4月21日、帰
国した¹²³⁾。

外務省御用掛を非職となってより、市川文吉は二度と官途につくことな
く、世間との交渉を絶つようになる。とくに父の市川兼恭が1889（明治22）
年に死去してからは、熱海・鎌倉・伊豆に隠棲し、晩年は伊豆の伊東の「二

122) 『明治十八年 公文録 官吏進退文部省自九月至十二月全』。

123) 黒田清隆『環游日記』上巻、1887年、2頁。

橋別荘」で余生を送り、1927（昭和2）年7月30日、満79歳で亡くなったのであった¹²⁴⁾。

2 追加・準メンバー

正規のメンバーとして追加発令されたのは、上述の6名であるが、留学生などを理事官グループに付属・随行走せ「通弁或取調方等」の御用を勤めさせる「一時雇上げとも同様の筋」の者が「随行心得」として発令されているというように、「準メンバー」として位置づけた方がよい人びとがいる。すなわち、香川広安・高辻修長・大原令之助・岩下長十郎・富永冬樹・松村文亮・福井順三・新島七五三太・手島精一・渡六之助・太田徳三郎・大野直輔・野口富蔵・狛林之助・栗本貞次郎の15名である。

それでは、これらの人びとについて、発令月日順に、以下見てみることにしよう。

●香川広安 生年 1839年12月20日（天保10年11月15日）
没年 1915（大正4）年3月18日

大使従者であった香川は、「官員生徒拝令表」によれば、1872年3月1日（明治5年1月22日）に、東久世通禧宮内省理事官随行走として発令された。しかし、「官員生徒拝令表」には「御用中十等官並ノ日当」を与えるとあり¹²⁵⁾、また、「宮内省理事官随行心得」として扱われていることからすれ

124) 前掲、宮永孝「幕末ロシア留学生市川文吉に関する一史料」、138頁。

125) 前掲、「官員生徒拝令表」。この「官員生徒拝令表」は、正院が、大・副詞に對して、「本朝公信」第20号（東京発1872年6月2日＝明治5年4月27日付）で、追加メンバー・官費留学生の留学先変更・自費留学生の官費留学生への採用などについて、発令月日の正確な報告を求めたのに対して、大・副詞が、その求めに応じて正院に、「大使公信」第12号（ロンドン発1872年8月21日＝明治5年7月18日付）をもって、報告したものである。

ば¹²⁶⁾、準メンバーとして位置づけることができよう。

この発令については、岩倉使節団出発前の1871年12月21日（明治4年11月10日）に、東久世通禧宮内省理事官より、次のような願書が「全権使節」宛に出されていたのであった¹²⁷⁾。

高辻修長

香川広安

今般米欧各国巡回宮内省御用取調候ニ付テハ随行村田大丞一人ニテ自然見聞遺漏モ御座候テハ恐入候間右兩人宮内省御用取調掛り被仰付各
国巡回ニ相成候得共御用筋申談取計申度此段宜御取計相願候也

辛未十一月十日

東久世通禧

全権使節 御中

このような東久世通禧宮内省理事官の周旋もあり、宮内関係の調査研究に「村田大丞一人ニテハ手足り兼候」という理由でもって、東久世「宮内理事官随行」（心得）の追加発令となったのである¹²⁸⁾。

香川が従者であった点については、「大使公信」第3号および「官員生徒拜令表」でも明らかであるが、その点は高辻についても同様である¹²⁹⁾。

香川は、水戸から5・6里の山奥、伊勢畑村（現・常陸大宮市）の農家・蓮田重右衛門孝定の三男として生まれた。年少の頃より向学心に富み、藤田東湖に師事して漢籍を習っていたが、1860年（万延元年）、水戸藩の勅諭返納問題に絡み、謹慎処分を受ける。その後1863年（文久3年）、徳川慶篤

126) 「大使公信」第16号（『大使書類』）。

127) 「在米雑務書類」（『大使書類』）。

128) 「大使公信」第3号（『大使書類』）。

129) 使節団の従者として出発した人びとについては、拙稿「岩倉使節団の従者と同航留学生」（中央大学『中央大学百周年記念論文集（法学部）』1985年10月）を参照。

水戸藩主に従って京都に行くも脱藩、隠棲中の岩倉具視の知遇を得るなど維新の志士たちと交遊する。この間、勤王で名高い北畠親房に由縁の香川家の養子となったともいわれている。

戊辰戦争が勃発すると、岩倉具定を総督とする東山道鎮撫総督府大軍監となり、宇都宮へ進軍。途中、新撰組近藤勇の捕縛で功をあげたと伝えられている。東北平定するや兵部権大丞に任じられるが、軍務は不向きであるとして異動を申し出でて宮内省に採用され、宮内権大丞兼内舎人長となった¹³⁰⁾。

岩倉使節団の派遣が決まると、随行を希望するも選にもれ、やむなく岩倉大使の従者としての同航となる。この点については、上記で述べたとおりの経緯でアメリカ到着後、直ちに東久世宮内省理事官随行(心得)の発令を見たのであった。

そして、米欧での宮内関係の調査研究を終え、東久世・高辻らとともに、1872年12月31日(明治5年12月2日)に帰国した。

その後の香川については、次の履歴にあるように、1881(明治14)年に皇后宮太夫となり、明治天皇妃の美子皇后に近侍し、1907(明治40)年には伯爵の爵位を与えられ、1915(大正4)年3月18日に死去した。

農家の生まれながら、水戸藩出身者としては異例の栄進を遂げた人物なのであった。

そのような香川の生涯について、『枢密院高等官転免履歴書』から摘記してみると、以下のように記されている¹³¹⁾。

明治元年四月廿一日 軍監被仰付候事

同年五月

多年勤王ノ志厚ク種々艱難候段神妙ノ至被聞食
届依之軍曹へ被召加候猶王政御一新ノ御趣旨ヲ

130) 茨城県東茨城郡北部教育会編『城北郷土読本』1934年、81頁～83頁、伊藤金次郎『わしが国さ』刀江書院、1926年、465頁～468頁。

131) 国立公文書館所蔵、枢密院文書『枢密院高等官転免履歴書』。

	奉戴シ誠忠可致候事
同年同月	其方事身柄一代拾人扶持被宛行者也
同年九月十三日	本職ヲ以テ鎮将府軍務局可致勤仕旨御沙汰候事
九月廿五日	軍務官権判事被仰付候事
十一月一日	於御前春来冬之軍旅大総督宮ニ随ヒ励精尽力速ニ東北平定之功ヲ奏シ候段叡感不浅依之不取敢為御太刀料金百五十兩下賜候事
	但シ東北一先平定ニ至ルト雖トモ前途皇国御難持ノ儀深ク御苦慮被為遊候ニ付尚此上紀律嚴肅ニ相守誠実ヲ旨トシ緩急可遂奉公旨御沙汰候事
十二月一日	軍務官判事被仰付候事 (※欄外に十二月四日の書き込みあり。)
同日	叙従五位
同月四日	東京在勤被仰付候事
同二年二月十九日	御用有之早々上京可有之様御沙汰候事
六月二日	戊辰正月東山道総督ニ従ヒ東下軍ヲ監シ野州ニ戦ヒ続テ軍務官ニ出仕職務励精力ヲ王事ニ尽シ候段叡感不浅仍テ為其賞三百石下賜候事
	高三百石依軍功永世下賜候事
七月十八日	任兵部権大丞
明治三年二月七日	依願免本官
九月十九日	当分制度局出仕被仰付候事
十一月十九日	任宮内権大丞兼内舎人長
四年二月	制度局御用掛兼勤被仰付候事
八月十七日	任宮内少丞
十月廿七日	欧米各国一周ノ志願ニテ辭職依願免本官
五年正月	宮内省理事官隨行ノ心得ヲ以御用筋取調可申事於華盛頓府

岩倉使節団出發後の追加メンバーについて (一) (菅原)

六年三月十三日	補宮内省六等出仕
五月十二日	任宮内少丞
七年十月卅一日	任宮内大丞
九年五月八日	兼補式部寮四等出仕
八月四日	免兼出仕
十年八月廿九日	任宮内大書記官
同月三十日	出納課長被仰付候事
同日	有栖川宮閑院宮御家政取締被仰付候事
十一年六月十四日	御巡幸御用掛被仰付候事
六月廿七日	兼任皇太后宮亮
七月三日	御巡幸供奉被仰付候事
四月八日	御巡幸御用掛被仰付候事
十四年二月廿八日	布哇国皇帝来航ニ付接伴掛被仰付候事
五月十四日	任皇后宮大夫
同日	兼任宮内大書記官
同月十六日	皇太后宮御用掛被仰付候事
七月廿日	叙正五位
九月七日	英国皇孫来航ニ付接伴事務委員被仰付候事
十五年六月十七日	叙勳三等
同月十五日	任宮内少輔兼皇后宮大夫
同日	華族局長被仰付候事
十六年二月八日	千葉県下御遊獵場御用被仰付候事
六月四日	千葉県下御遊獵場御用掛被免候事
同日	御遊獵場御用掛被仰付候事
七月廿日	故前右大臣岩倉具視葬儀御用掛被仰付候事
八月七日	贈太政大臣岩倉具視行狀取調被仰付候事
九月廿八日	御用有之京都へ被差遣候事
十二月十八日	内規取調掛委員被免候事

十九年二月五日	任皇后宮大夫兼主殿頭諸陵頭
七月八日	叙従四位
十月廿日	叙従三位
二十年五月九日	特旨ゾ以テ華族ニ被列候事 依勲功特授子爵
十一月廿五日	叙勲二等
廿一年四月廿日	兼任主馬頭兼主殿頭諸陵頭如故
五月三十一日	愛国ノ衷情ヲ表陳シ防海ノ事業ヲ賛成シ金千円 献納ス依テ明治二十年五月二十三日勅定ノ銀製 黄綬褒章ヲ賜ヒ茲ニ之ヲ表彰ス
廿二年一月八日	免兼諸陵頭
七月廿三日	改宮内省官制
七月二日	兼任閑院宮別当
廿五年十一月十五日	帝室礼式取調委員長被仰付
廿六年一月廿日	免兼閑院宮別当
同日	兼任大膳大夫
廿七年六月卅日	叙正三位
廿八年十月三十一日	叙勲一等授旭日太綬章明治廿七八年事件の功ニ ヨリ勲一等旭日大綬章ゾ授ケ賜フ特旨金三千円
三十四年十二月四日	叙従二位
三十六年二月五日	東伏見宮御用掛被仰付
四十年九月廿三日	依勲功特陞授伯爵
四十一年六月廿三日	叙高等官一等 大膳頭
四十二年二月八日	補議定官
六月十六日	兼任枢密顧問官
四十四年五月十日	維新史料編纂会委員被仰付
十二月一日	叙正二位
大正元年七月三十日	改元 置皇太后宮職
同三年 五月廿一日	昭憲皇太后靈柩供奉被仰付

岩倉使節団出發後の追加メンバーについて (一) (菅原)

六月廿七日 皇后宮大夫事務取扱被仰付
七月卅一日 任皇后宮大夫兼皇太后宮大夫 叙高等官一等特
ニ親任官ノ待遇ヲ賜フ 賜一級俸
大正三年八月五日 授旭日桐花太綬章
大正四年三月十八日 叙従一位
同日 薨去
三月廿五日 御沙汰 維新ノ際力ヲ国事ニ効シ東征ノ役軍ヲ
山道ニ監シ職ニ宮内ニ就キ命ヲ壺聞ニ承ケ昭憲
皇太后ニ奉事シテ坤徳ヲ毗贊セシコト三十余年
恪勤シ羞フコトナク勲業実ニ多シ今ヤ太后陵土
未タ乾カサルニ奄長逝ゾ聞ク曷フ宸悼ニ勝ヘム
宜ク賻ヲ齎シテ臨ミ弔スヘキ旨御沙汰候事
(祭棗金五千円 皇后陛下ヨリ祭棗金三千円下賜)

●高辻修長 生年 1840年12月22日 (天保11年11月29日)
没年 1921 (大正10) 年 6 月20日

高辻修長も、香川敬三と同じく、出發時は大使の従者であったが、1872年3月1日 (明治5年1月22日) に東久世宮内省理事官隨行 (心得) として發令された¹³²⁾。

高辻修長は、代々文章博士を世襲とする堂上家で半家の高辻家に生まれた。1858年12月3日 (安政5年10月28日) に少納言に任じられる。1859年1月22日 (安政5年12月19日) より侍従、1861年1月14日 (万延元年12月4日) より文章博士、そして、1863年3月11日 (文久3年1月22日) より大内記を、それぞれ兼ねる。その後、1865年1月31日 (元治2年1月5日) に正四位下に叙せられ、1866年6月8日 (慶応2年4月25日) に大内記を辞する。1866年10月8日 (慶応2年8月30日) に廷臣22卿列參事件に参加し差控を命じら

132) 前掲, 「官員生徒拜令表」。

れた。1868年10月29日（明治元年9月14日）に正四位に叙せられる。

侍従の高辻修長は、1871年12月10日（明治4年10月28日）、次のような願を太政官に出した¹³³⁾。

不肖の才を以て常時奉仕の重任を辱シ滄海ノ天恩其一滴ヲ報スルヲを得ス常ニ愚忠遂ケ難キヲ懼ル夫レ方今開化ノ時ニ当リ勤勉ノ力ヲ致スハ宇内ノ形成ヲ知ルニ如クハナシ然ルニ臣カ如キハ年壮ヲ過キ其留学勉励ニ至ツテハ実ニ力ノ能ハサル所ナリ然リト雖トモータヒ海外ヲ経歴シ実地ノ景況ヲ聞見スルモ亦知識ヲ広ムルニ足ラン是レ今般詔書ノ聖旨ニシテ又臣カ従来ノ志願ナリ頼ニ聞ク頃日公使海外ノ行アリト実ニ其好時ヲ得ルト謂フ可シ依テ今度侍従ノ職ヲ辞シ自費ヲ以テ洋行ノ儀偏ニ奉懇願候志願ノ趣何卒格別ノ思食ヲ以テ御許容下シ賜リ候ハ、深ク難有奉存候此段宜御取計奉願候也

辛未十月廿八日

修長

史官 御中

この願は、太政官によって認められ、本官の侍従も免ぜられた。高辻の願書にある「詔書ノ聖旨」とは、1871年12月4日（明治4年10月22日）から3日間にわたって 華族の当主に、大広間（小御所狭小のため）で明治天皇から与えられた以下の勅諭を指している¹³⁴⁾。

朕惟フニ宇内列国開化富強ノ称アル者皆其国民勤勉ノ力ニ由ラサルナシ而シテ国民ノ能ク智ヲ開キオヲ研キ勤勉ノ力ヲ致ス者ハ固ヨリ其国民タルノ本分ヲ尽スモノナリ今我国旧制ヲ更革シテ列国ト并馳セント欲ス国民一致勤勉ノ力ヲ尽スニ非サレハ何ヲ以テ之ヲ致スヲ得ンヤ

133) 『諸官進退状 壬申正月 四』。

134) 『太政類典』第2編，第1巻，制度1・詔勅

特ニ華族ハ国民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ属目スル所ナレハ其履行固ヨリ標準トナリ一層勤勉ノ力ヲ致シ率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘケンヤ其責タルヤ亦重シ是今日朕カ汝等ヲ召シ親ク朕カ期望スル所ノ意ヲ告クル所以ナリ夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キオヲ研ヨリ外ナルハナシ智ヲ開キオヲ研ハ眼ヲ宇内開化ノ形成ニ着ケ有用ノ業ヲ修メ或ハ外国ヘ留学シ実地ノ学ヲ講スルヨリ要ナルハナシ而メ年壯ヲ過キ留学ヲ為シ難キ者モ一タヒ海外ニ周遊シ聞見ヲ広ムル亦以テ知識ヲ増益スルニ足ラン且我邦女学ノ制未タ立タサルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ関シ実ニ切緊ノ事ナレハ今海外ニ赴ク者妻女或ハ姉妹ヲ挈チ全行スル固ヨリ可ナルヲニテ外国所在女教ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルヘシ誠ニ能ク人々此ニ注意シ勤勉ノ力ヲ致サハ開化ノ域ニ進ミ富強ノ基随テ立列国ニ并馳スルモ難カラサルヘシ汝等能ク斯意ヲ体シ各其本分ヲ尽シ以テ朕カ期望スルニ所ヲ副ヘヨ

こうして岩倉使節団に、香川敬三と同様に岩倉大使の従者として同航した高辻であったが、前記のように。最初の渡航先であるアメリカに到着するや直ちに東久世宮内省理事官の斡旋もあって、1872年3月1日(明治5年1月22日)に、香川敬三と同じく東久世「宮内理事官随行」(心得)となるよう追加発令され、「十等官並ノ日当」を受けたのであった。以後、東久世・香川らとともに宮内関係の調査に従事し、1872年12月31日(明治5年12月2日)に帰国した。

帰国後の高辻修長の履歴は 1873(明治6)年に侍従に復職し、1884(明治17)年に宮内省少書記官、明宮御用掛となる。また、同年7月8日に子爵に叙せられ、翌1885(明治18)年には、特派全権大使伊藤博文に随行し清国へ渡り、その後、東宮亮・皇太后宮亮・帝室会計審査官を歴任した¹³⁵⁾。

135) 『アジ歴地名・人名・出来事事典』, 官僚・宮内省。

そのほか、官報では以下のことが報じられている。

1889 (明治22) 年12月9日 正三位に叙せられる¹³⁶⁾。

1893 (明治26) 年3月29日 兼任宮内書記官に任じられる。「兼帝室会計
審査局主事ハ如故」¹³⁷⁾。

1897 (明治30) 年11月26日 東宮侍従長に任じられる¹³⁸⁾。

1899 (明治32) 年12月11日 従二位に叙せられる¹³⁹⁾。

1902 (明治35) 年5月5日 宮中顧問官に任じ、1等に叙せられる¹⁴⁰⁾。

1921 (大正10) 年6月20日 宮中顧問官正二位勲一等子爵高辻修長は薨
去す。¹⁴¹⁾

●大原令之助 生年 1845年5月15日 (弘化2年4月10日)

没年 1887 (明治20) 年12月19日

大原令之助は、杉浦弘藏ら薩摩藩第1次英国留学生がイギリスへ密航した翌1866年 (慶応2年) にアメリカへ密航した薩摩藩第2次米国留学生6名のうちの1人である。大原令之助は変名であり、本姓は吉原重俊である。

大原令之助は1845年5月15日 (弘化2年4月10日) に鹿児島に吉原弥次郎として生まれ、藩校造士館で学んだ後、攘夷派の志士として活動した。1862年5月21日 (文久2年4月23日) の島津久光が尊攘派を排除した寺田屋事件で、帰藩謹慎の処分となった。1863年8月11日 (文久3年6月27日) に起きた薩英戦争で謹慎処分が解かれ、大山弥助 (巖) や西郷従道とともに英艦への切り込みを企図するも藩主の命で中止となる。薩英戦争後は藩から選抜され遊学生として江戸へ向かい、横浜でオランダ改革派教会宣教師

136) 官報, 第1938号, 明治22年12月12日。

137) 同上, 第2922号, 明治26年3月30日。

138) 同上, 第4323号, 明治30年11月27日。

139) 同上, 第4935号, 明治32年12月12日。

140) 同上, 第5648号, 明治35年5月6日。

141) 同上, 第2667号, 大正10年6月22日。

のS・R・ブラウンに英語を習い、江戸では開成所の武田斐三郎に英学を学ぶ¹⁴²⁾。

大原令之助ら薩摩藩第2次米国留学生の一行は、案内役である長崎のアメリカ人貿易商のW・M・ロビネットとともに南回り航路でイギリスに至り、それからニューヨークへ向かった。そして、大原ら6名は、ニューヨークのChina and Japan Trading社の社長であるW・H・フォッグを介して、S・R・ブラウン牧師の母校のマサチューセッツ州のモンソン・アカデミーに入学し、チャールズ・ハモンド学長の世話でエール大学受験の勉学をはじめた。

モンソン・アカデミーで約3年間学んだ大原令之助の英語力がかなり卓越していたことは、チャールズ・ハモンド学長がモンソン入学時点の大原は、既に、英語を話すこと、また、どんな英語の本でも読むことができ、英語を書くことも得意であったと評価していることからもうかがい知ることができる¹⁴³⁾。

また、大原令之助は、モンソン・アカデミーに在学中の1869年1月(明治元年12月)に、ニューヨーク州でS・R・ブラウンから洗礼をうけ、クリスチャンとなっている。大原は、渡米航海中の上海でキリスト教に関する本を入手するなど、キリスト教への興味・関心を示していたが、アメリカに来てからは、当時アモースト大学などで学んでいた新島襄をたびたび訪れ、キリスト教について語り合い、ともに聖書を読んだり、新島から感化を受けていたことから、受洗に至ったと思われる¹⁴⁴⁾。

1869年9月(明治2年8月)、モンソン・アカデミーの推薦を受けてエール大学初の日本人留学生となった大原令之助は、学部課程で非正規学生と

142) 吉原重和「新島襄と吉原重俊(大原令之助)の交流」(『同志社社史資料センター新島研究』104号、2013年、5頁)。

143) 小河原正道「初代日銀総裁：吉原重俊の思想形成と政策展開」(慶應義塾大学法学研究会『法学研究：法律・政治・社会』第87巻、第9号、2014年、5頁)。

144) 前掲、吉原重和「新島襄と吉原重俊(大原令之助)の交流」、8頁～20頁。

して西洋諸国の法律や政治組織を1年間学び、翌1870年9月(明治3年8月)、当初からの希望であったエール・ロー・スクールに入学するものの第1学年満了時までは在籍せず、途中で退学した。その理由は、1870年7月(明治3年6月)に欧州ではじまった普仏戦争の観戦武官団を率いて到着する大山巖に随行して、戦争の報告書を作成するよう命じられたからであった¹⁴⁵⁾。大原令之助としては、杉浦弘藏とともに1869年5月4日(明治2年3月23日)に正式に留学生となり¹⁴⁶⁾、1870年12月26日(明治3年11月5日)に同じ鹿児島藩米国留学生の永井五百介の後任として在米留学生の世話取扱人となっていた関係で、政府の御用があれば官命に従わなければならないという事情もあったと思われる¹⁴⁷⁾。普仏戦争の観戦武官団の通訳として活動した大原令之助は、パリ陥落後に大山とロンドンへ渡り、1870年3月10日(明治3年2月9日)にドイツのフランクフルトへ移る。紙幣印刷に関する調査に従事していたといわれている¹⁴⁸⁾。

その後、大原は、岩倉使節団の御用があるとの連絡により、香川敬三・高辻修長・杉浦弘藏らと同じく、1872年3月1日(明治5年1月22日)に「三等書記官トシテ随行申付候事」の追加発令となったのであった¹⁴⁹⁾。

しかし、「本官ヅ以テ外務取調通訳申付候事」という辞令も出ていることからすると¹⁵⁰⁾、正規の団員として追加発令されたとはいえ、実質的には、準メンバーと見做した方がよいように思われる。

それゆえ、1872年8月22日(明治5年7月19日)に、以下の辞令が正式に大原に出されたのであった¹⁵¹⁾。

145) 同上、22頁～23頁。

146) 『太政類典』第1編、第110巻、兵制、軍功賞及恤典。

147) 『太政類典』第1編、第119巻、学制、生徒1。

148) 前掲、小河原正道「初代日銀総裁：吉原重俊の思想形成と政策展開」、8頁。

149) 前掲、「官員生徒拝令表」。

150) 前掲の小河原正道論文では、大原は「一八七二年二月九日(明治五年一月一日)」付で、この辞令を受けたとあるが、この日付は間違いであろう。

151) 「在英雑務書類」(『大使書類』)。

大原令之助

三等書記官被免隨行之心得ヲ以テ外政事務取調之為使節歸朝迄英国ニ
滞在申付候事

明治五年七月一九日 特命全權大副使

本日当人へ辞令相渡シ會計掛へ達ス

そして、大原令之助はイギリスで半年程外政事務の取調に従事した後、1873（明治6）年1月19日にマルセイユを経由して、3月12日に帰国することになる¹⁵²⁾。

帰国後の大原令之助こと吉原重俊は、1873（明治6）年4月に外務1等書記官に任命された後、1873（明治6）年11月18日に大蔵省5等出仕に補せられる¹⁵³⁾。

大蔵官僚となった吉原重俊の履歴を辿ると、以下の通りである¹⁵⁴⁾。

1874（明治7）年1月 大蔵省租税助となる。

同年7月 横浜税関長となる。

同年8月 台湾出兵で北京に赴く全權弁理大臣大久保利通に随行し、11月に帰国する。

同年12月 租税権頭に任じられる。

1875（明治8）年1月 横浜税関長を免ぜられる。

同年5月 地租改正局4等出仕に補せられる。

1876（明治9）年2月 大蔵大丞となる。

1877（明治10）年1月 大蔵省大書記官、租税局長兼関税局長となる。

1879（明治12）年12月 議案局長になる。

1880（明治13）年2月28日 横浜正金銀行管理長を命じられる。

152) 「在仏雑務書類」(『大使書類』)。

153) 石井良助編『太政官日誌』第6巻，東京堂出版，1981年，521頁。

154) 前掲，小河原正道「初代日銀総裁：吉原重俊の思想形成と政策展開」，11頁を参照。

同年3月12日 大蔵大書記官兼太政官大書記官から、大蔵少輔になる。

1882 (明治15) 年6月 日本銀行創立委員となる。

同年10月6日 本官を免ぜられ、日本銀行の初代総裁となる。

1884 (明治17) 年12月11日 大蔵省2等出仕に補せられる。

同年同月同日 大蔵省2等出仕を非職となり、日本銀行総裁となる。

総裁としての吉原の業績については、当時政府や各地の「国立銀行」が発行していた不換紙幣の回収整理を進め、日本銀行が発行する兌換銀行券を現金通貨の中心とすることに尽力したほか、手形・小切手の流通促進を図るなど、近代的金融制度の整備に努めたとまとめられている¹⁵⁵⁾。

大原は、1887 (明治20) 年12月19日、日本銀行総裁として現職のまま病没するのであった。

●岩下長十郎 生年 1853年11月 (嘉永6年10月)

没年 1880 (明治13) 年8月10日

岩下長十郎は岩下方平の長男として1853年11月 (嘉永6年10月) に生まれた。父の岩下方平は1863年8月 (文久3年7月) の薩英戦争では和平交渉の正使を務め、1865年 (慶応元年) に家老となった薩摩藩の重臣で、1867年 (慶応3年) のパリ万博では日本薩摩国琉球太守政府の使節団長として藩士9名を率いて参加した。その中には、クイーン・イースター号でパリへ向かった岩下長十郎も加わっていた¹⁵⁶⁾。使節団はパリ万博の半ばで帰国の途につくが、中村博愛 (宗謙)、新納武之助と岩下長十郎は残留し、フブル氏に師事、普通学など学ぶ。鳥羽伏見の戦いが始まったのを聞いて中村博愛らと1868 (明治元) 年に帰国する。そして、1869年12月 (明治2年11月)、前田正名、太田市之進 (徳三郎) らと共に日本を発って、再びパリへ向かう。パリでは、1871年3月10日 (明治4年1月20日) にパリへ到着

155) 同上、13頁～14頁を参照。

156) 高橋邦太郎「日本国勲章起源考」(成城大学文芸学部『成城文藝』43号、1966年、33頁)。

した普仏戦争観戦武官団の大山巖らと交流している¹⁵⁷⁾。

その後、帰国の年月日ははっきりとしないが、1871年11月27日(明治4年10月15日)、岩下長十郎はフランスへの留学を命じられる¹⁵⁸⁾。岩下長十郎は、岩倉使節団の副使である大久保利通の従者として使節団に加わったといわれるが、それは間違いであって、実際には、使節団一行のなかの同航留学生として横浜を発ったのであった¹⁵⁹⁾。大久保利通の息子で同じく同航留学生である大久保彦之進と牧野伸顕の世話をしながらの渡航であったともいわれる。

一行中の山口俊太郎とともに2神童の1人といわれた岩下長十郎は¹⁶⁰⁾、フランス語に熟達していたため、兵部省理事官山田顕義に見込まれ、随行させたいという願が出される¹⁶¹⁾。当時の陸軍はフランス式での兵制整備を図っていこうとしていたため、岩下のフランス語の能力が必要不可欠と考えられたのあろう。

岩下長十郎

右兼テ仏語ニ長シ尚兵学ニ志有之候ニ付兵部随行御申付被下度御願仕候尤大久保副使欧羅巴到着之上御用有之節ハ何時モ御遣方相成不苦候以上

二月

山田顕義

大副使 閣下

山田理事官の願は聞き届けられ、1872年3月23日(明治5年2月15日)、

157) 宮永孝「パリ・コミュニケーションをみた日本人」(法政大学社会学部学会『社会志林』、第60巻、第4号、2014年、175頁～171頁)を参照。

158) 『太政類典』第2編、第248巻、学制6、生徒4。

159) 前掲、拙稿「岩倉使節団の従者と同航留学生」、568頁。

160) 同上。

161) 「在米雑務書類」(『大使書類』)。

岩下長十郎は兵部省理事官随行を命じられ、官費留学生として受け取っていた学費はそのまま継続・支給される形で随行することになった¹⁶²⁾。

しかし、官員生徒拜令表には「兵部理事官随行」とあり「心得」がないが、「御用中十一等官並ノ日当」を支給するというようにあることからすれば、岩下長十郎も実質的には準メンバーとして位置づけた方がよいであろう。

山田理事官一行は使節団に先行してヨーロッパに向かい、兵制調査にあたっていく¹⁶³⁾。

パリでの岩下長十郎は、司法省の視察員として滞在中の鶴田皓・名村泰蔵・川路利良らがパリ大学のボアソナードの講義を聴講していた際には通訳を務めてもいたのであった。

1873（明治6）年に帰国した岩下長十郎は陸軍九等出仕に任じられ、翌1874（明治7）年8月には小銃買入のため欧州へ派遣される。これは、以下の山県有朋陸軍卿から鮫島特命全権公使への連絡が示しているように、台湾出兵が一段落した際に、なお清国と開戦になるかもしれないという事態の急変に備えるためであった¹⁶⁴⁾。

然ハ先般台湾蕃地後処分之義ニ付而ハ清国ト関係不尠何時開衅ニ至リ候モ難計陸軍準備ノ義御内後之趣モ有之ニ付右準備ノ為メ必用之小銃類買入方於当地外国人江内密結約致候義モ有之ニ付今度当省九等出仕岩下長十郎武庫権中令史松方正温歐羅巴へ派出右買入方為取扱候然ルニ他日及開戦候上ハ各国局外中立之儀ヲ主張シ可申就而ハ兵器買入方モ行届申間敷候間其以前相運可申哉或者開戦ノ後ニ相成候共何トカ名義ヲ設ケ買入方取計候様兩人へ申付置候間右辺御含不都合無之様御心

162) 前掲、「官員生徒拜令表」。

163) 三宅守常「理事官山田顕義の欧州兵制視察考」（日本大学総務部大学志編纂課編『大学史紀要』第8号、2002年）を参照。

164) 「台湾蕃地処分事件密事日記」。

得被下度

1874(明治7)年12月末に帰国した岩下長十郎は、その後、8等出仕に昇進し、1877(明治10)年4月に陸軍大尉に任じられる¹⁶⁵⁾。さらに、1878(明治11)年12月には、陸軍省第3局第1課出仕を免じられ、参謀本部伝令使となる。

1880(明治13年)4月、陸軍刑法審査局が開設されるや岩下長十郎は陸軍刑法審査委員に任命される。既にその4年前の1876(明治9)年5月、「軍律取調」の掛11名のうちの1人として任命されているので、当然ともいえるが、日本の陸軍刑法は、フランスの陸軍刑法に依拠して編纂が進められている関係で、岩下長十郎の熟達した仏語力が必要とされたのであらう¹⁶⁶⁾。

しかし、陸軍刑法の制定をみることなく、岩下長十郎は、1880(明治13年)8月10日、不慮の死を遂げる。『東京日日新聞』は、その死について、次のように報じている¹⁶⁷⁾。

陸軍砲兵大尉正七位岩下長十郎氏(議官岩下方平君の子息)は一昨十日の夜横浜居留地百七十番瑞西館ファブル、プラント氏(有名の時計商)の夜会に赴かれしが宴果て後ち某国人と連立ちて海辺に出で是れより我らが水泳を見せ申さんとて衣服を脱ぎ棄て海の深みへ飛込まれしが(中略)同氏は底深く潜りしと見えしまゝ何時までも浮上がられねばスハ大変なりとて早そく巡査に告知らせ夫れより内外人打交りて急に海岸へ箒を焚き人を入れて波をかつがせ又スバリを下して引懸んとしたれとも絶て其在処も知れず(中略)昨朝になりて波止場わきに同氏

165) 陸軍省第1局『大日記 進退諸達伺之部』, 明治10年4月。

166) 霞信彦「明治史の一隅を訪ねて 法典近代化の先駆けとして——岩下長十郎——」(有斐閣『書齋の窓』466号, 1997年, 88頁～89頁)。

167) 同上。

の骸の浮上りしかば直さま引揚て手当したれとも助かるべくもあらず

親族の陸軍歩兵少佐坂元純熙から、翌11日付で、以下の死亡届が直ちに
出されている¹⁶⁸⁾。

死亡御届

陸軍砲兵大尉岩下長十郎

右昨十日横浜へ罷越シ致水泳誤而溺死候間此段御届申候也

明治十三年八月十一日 親族 陸軍歩兵少佐坂元純熙 印

陸軍官房長心得

陸軍歩兵中佐 児嶋益謙 殿

そして、この溺死届を受け、一週間後の8月17日に、陸軍卿大山巖代理
の陸軍少将小澤武雄から、太政大臣三条実美に、岩下長十郎の死が届け出
られているのであった。

岩下陸軍砲兵大尉溺死御届

陸軍砲兵大尉岩下長十郎去ル十日於横浜水泳中誤テ溺死候旨届出候条
此段御届申候也

明治十三年八月十七日

陸軍卿大山巖代理 小澤武雄

太政大臣三条実美 殿

●富永冬樹 生年 生年不詳

没年 1899 (明治32) 年 6 月 30 日

富永冬樹は、幕臣代官手代の富永惣五郎を父として、江戸で生まれる。

168) 『明治十三年従七月至十二月 願伺届』, 防衛省防衛研究所所蔵。

生年は不詳¹⁶⁹⁾。父の富永惣五郎は微禄の御家人ながら、江川英龍・伊東玄朴らと交流する開明の人物であり、富永冬樹も大きな思想的影響を受けたと思われる。

富永冬樹も幕臣として、最初は徒士目附騎兵差図役、次いで御小人となる。幕府が減ぶと市井の人となり、横浜・長崎間を往来して英語翻訳を業とし、傍ら商業を営んでいたという¹⁷⁰⁾。また、1870年(明治3年)、渡米して、ボストン工科大学に入って工学を修めたとあるが、その真偽の程はわからない¹⁷¹⁾。

というのも、外務少丞田辺太一から、1871年5月30日(明治4年4月12日)、以下の富永冬樹を自費留学させたいという願が政府に出されているからである¹⁷²⁾。

外務少丞田辺太一 富永冬樹

右自費ヲ以米国新約基へ相越工作学修業為仕度候間御差許之上免状相渡候様大学南校へ御達有之度此段奉願候以上

辛未四月十二日 外務少丞田辺太一

弁官 御中

願之通聞届候

即日

この願は即日聞き届けられ、富永冬樹は渡米したと思われる。

岩倉使節団がアメリカに到着した後の1872年3月(明治5年2月)、岩倉使節団の兵部省理事官山田顕義から、以下の願が使節首脳宛に出され¹⁷³⁾、

169) 『アジ歴地名・人名・出来事事典』。

170) 竹越与三郎『萍聚絮散記』、開拓社、1902年、249頁。

171) 同上、250頁。

172) 『公文録 外務省之部 全』明治4年。

173) 「在米雑務書類」(『大使書類』)。

1872年3月23日(明治5年2月15日)、これが聞き届けられて、富永冬樹は、兵部省理事官山田顕義の随行情得を命じられ、通弁御用中11等の「旅御手当」を与えられることになった¹⁷⁴⁾。

富永冬樹

右是迄当地ニ留学罷在候処顕義平生承知之人物ニ候間兵部随御申付
相成給養掛分課御申付可被下候此段相願候 以上

二月 山田顕義

大副使 閣下

右何レモ御聞届相成御用中御賄被下尚香川広安高辻修長之見合ヲ
以テ十一等御手当被下可然哉下ケ札案ヲ以テ奉伺候

書記官

願之趣聞届候長十郎者学費其俵被下冬樹儀ハ随御用相勤候内十一等
御手当被下都テ御賄被下候事

官員生徒拜令表では、富永冬樹は「兵部理事官随御」とのみ記されていて、「心得」がないが、通弁「御用中十一等並ノ日当」とあることよりすれば、実質的には通訳として雇われているので、準メンバーと見てよいであらう¹⁷⁵⁾。

そして、富永冬樹は山田顕義兵部省理事官とともに渡英し、その後欧州各国の軍制を視察・調査して、1873(明治6)年6月24日、山田顕義・原田一道とともに帰国する¹⁷⁶⁾。

帰国後の富永冬樹は、商業・鉱山業を営んでいたが、1875(明治8)年6月3日、司法7等判事に任命され¹⁷⁷⁾、そして、同年9月20日、正七位

174) 「大使公信」第4号(『大使書類』)。

175) 前掲、「官員生徒拜令表」。

176) 「在仏雑務書類」(『大使書類』)。

177) 前掲、石井良助編『太政官日誌』第7巻、452頁。

に叙せられる¹⁷⁸⁾。

その後の法曹人としての履歴は、以下の通りである。

- 1877 (明治10) 年 6 月 28 日 判事に任じられる¹⁷⁹⁾。
1878 (明治11) 年 東京上等裁判所判事に任じられる¹⁸⁰⁾。
1881 (明治14) 年 3 月 22 日 年俸が1800円となる¹⁸¹⁾。
1881 (明治14) 年 7 月 15 日 正七位から従六位に叙せられる¹⁸²⁾。
1882 (明治15) 年 1 月 1 日 東京上等裁判所が東京控訴裁判所となったのに伴い、東京控訴裁判所判事となる¹⁸³⁾。
1884 (明治17) 年 12 月 8 日 東京控訴裁判所判事から松江始審裁判所長に任じられる¹⁸⁴⁾。
1886 (明治19) 年 12 月 28 日 松江始審裁判所長として在職中、奏任官 1 等に官等が陞される¹⁸⁵⁾。
1887 (明治20) 年 1 月 27 日 正六位から従五位に叙せられる¹⁸⁶⁾。
1887 (明治20) 年 12 月 2 日 松江始審裁判所長から京都始審裁判所長へ転任となる¹⁸⁷⁾。
1890 (明治23) 年 10 月 21 日 勅任官 2 等に任じられ、下級俸を賜う¹⁸⁸⁾。
1891 (明治24) 年 7 月 31 日 判事従四位勲五等から検事従四位勲五等に

178) 同上, 553頁。

179) 朝倉治彦編『太政官記事』第1巻, 東京堂出版, 1982年, 72頁。

180) 『アジ歴地名・人名・出来事事典』, 官僚・司法関係。

181) 『明治十四年 官吏進退 司法 自一月至八月全』。

182) 『明治十四年 公文録 官吏進退 叙位全』。

183) 「太政官布告, 明治一四年, 第五三号」(朝倉治彦編『太政官記事』第3巻, 187頁)。

184) 『明治十七年 公文録 官吏進退 司法 自七月至一二月全』。

185) 『明治十九年 官吏進退 司法省三』。

186) 『明治二十年 官吏進退 叙位』。

187) 『明治二十年 官吏進退 司法省五』。

188) 『明治廿三年 官吏進退 司法省文部省五』。

任じられる¹⁸⁹⁾。

同 上 勅任官2等に任じられ、下級俸を賜う¹⁹⁰⁾。
1891 (明治24) 年12月26日 大審院判事に任じられ、4級俸を賜う¹⁹¹⁾。

同 上 大審院部長に補せられる¹⁹²⁾。

そして、富永冬樹は、1894 (明治27) 年1月4日、次の退職願を出す¹⁹³⁾。

退職願

冬樹儀

病氣ニテ職務ニ耐ヘ難ク候間退職ヲ命セラレ度医案相添此段奉願候也
明治二十七年一月四日 大審院部長判事 富永冬樹

この退職願は、同年1月10日、閣議を経て聞き届けられ、富永冬樹は大審院部長判事退職を命じられたのである。

そして、翌月14日、退職判事従四位勲四等富永冬樹は、特旨を以て、従四位から正四位へと位1級を進められたのであった¹⁹⁴⁾。

病気を理由に官界を退職した翌1895 (明治28) 年、富永冬樹は、東京株式所の理事になる。

富永冬樹の法曹人としての生き方については、次の批評が的を射ているかもしれない¹⁹⁵⁾。

富永君は大岡越前守の心を以て、明治の法律を運用す、其明察にして

189) 『明治廿四年 官吏進退 司法省文部省四』

190) 同上。

191) 同上。

192) 『官報』第3157号、明治27年1月10日。

193) 『明治廿七年 任免 一月』。

194) 『明治廿七年 叙位 一月二月 壺』

195) 竹越与三郎『萍聚絮散記』、開拓社、1902年、250頁。

情理兼到るの判決に至りては、往々にして英國衡平法廷の判決を見るの思あらしむ、其長所も此にあり、短所もまた此にありと、

富永冬樹は江戸っ子気質の人物であったが、「已に中州病院に在り、衰弱人を見る能はず、数日の後、遂に白玉楼中の人となる」とあり¹⁹⁶⁾、1899 (明治32) 年6月30日、この世を去ったのであった。

●松村文亮 生年 1840 (天保11年)
没年 1896 (明治29) 年7月3日

松村文亮は、40石蔵米取の佐賀藩士金丸文雅を父として、伊万里に生まれる¹⁹⁷⁾。藩命により兄の中牟田倉之助とともに長崎海軍伝習所で英学、航海術を学ぶ。帰藩後、佐賀藩の三重津海軍学寮で教導として航海術を教授する。

1870年7月19日 (明治3年6月21日) に欧州で勃発した普仏戦争の際に、政府は観戦武官派遣団を出すことを決定した。その時、松村文亮も同藩の池田弥一随従として自費での同行を願い出て、下記の命令を受け出発することになった¹⁹⁸⁾。

佐賀藩 当午二十七歳 松村文亮

右ハ此度同藩池田弥一随従欧羅巴洲へ自費ニテ罷越度旨願ノ通御聞届相成候ニ付今二十六日午前迄ニ横浜表へ罷越候間御印章御渡ノ儀願出候ニ付受取方ノ儀ハ其省へ可罷出旨申聞候間至急御渡シ可有之候也
三年八月廿六日

196) 同上、253頁。

197) 長坂金雄『類聚伝記大日本史』第13巻、雄山閣、1936年、99頁。

198) 『太政類典』第1編、第61巻、外国交際、諸官員差遣・航海・外国在留取締・雑。

大山弥助(巖)・品川弥次郎・池田弥一・有地品之允・林有造・中浜万次郎・それに松村文亮を加えた7名の一行は、1870年9月23日(明治3年8月28日)、横浜をグレート・リパブリック号でサンフランシスコをめざして船出した。その後、アメリカ・イギリス・ドイツを經由して、フランスのメッツ(激戦地)へ1871年1月1日(明治3年11月11日)に到着した¹⁹⁹⁾。その後また、ドイツのベルリンにもどり、大原令之助ら4名が新たに加わり11名で、戦場を1か月近く視察してパリに入ったのは1871年3月10日(明治4年1月20日)であった。そして、フランス留學生の前田正名・岩下長十郎・渡六之助・太田徳三郎・新納次郎四郎などからパリ・コミュニケーションの生々しい見聞を聞き出している。

帰国後の松村文亮は1871年5月2日(明治4年3月13日)、京都に御用ありとして滞在を命じられ²⁰⁰⁾、下記の通り、5月28日(4月10日)、兵部省よりの礼服着用の上出頭せよとの達には、婁麻質斯(リュウマチ)のため佐賀に戻り療養したいと願い出て、それが認められている²⁰¹⁾。

松村文亮

右ノ者儀御用有之候付礼服着用御省出頭候様被相達然処先頃ヨリ婁麻質斯之症相煩何分其儀不任所存一先致帰藩療養相加度願出候就テハ如何之御用筋可有之哉二候得共前段不得止次第二付被差免被下候様相願候以上

辛未四月十日

佐賀藩

即日附紙如左

願之趣無余儀次第二付帰藩療養相加へ快気次第出府可被申付候事

199) 前掲、宮永孝「パリ・コミュニケーションをみた日本人」、179頁～180頁。

200) 『明治四年 公文類纂 十二』。

201) 『明治四年 公文類纂 四十三』。

松村文亮は、1871年12月23日(明治4年11月12日)、旧佐賀藩主の鍋島直大が岩倉使節団の同航留学生として出発するに際し、田中永昌・百武兼行とともに鍋島直大の随従として、再び欧米へ渡ることになった²⁰²⁾。

渡米した松村文亮は、欧米兵制視察のうち海軍専務の者の手不足から山田顕義兵部省理事官に見込まれ、下記の通り、山田顕義兵部省理事官随行を命じられるが²⁰³⁾、岩下長十郎や富永冬樹と同様に、官員生徒拜令表では「兵部理事官随行」とあり「心得」がないが、「御用中十一等官並ノ日当」を支給するというようにあることからすれば、松村文亮も実質的には準メンバーとして位置づけた方がよいであろう。

松村文亮

右年来海軍志願之者ニテ従来其学ヲ講究仕居候ニ付幸此度一行中海軍専務之者無之折柄候得ハ同人ニ海軍事務取調分課ニテ兵部随行被申付候様御願仕候以上

二月 山田兵部理事官

大副使 御中

願ノ通被仰付御用中十一等旅費御手当被下候事

松村文亮は、ワシントンで岩倉具視一行と別れ、フィラデルフィアの海軍施設を見学した後に渡英、海軍事務諸規則等取り調べに従事し、1872年12月(明治5年11月)に帰国の予定を立て、次の通り旅費の請求を行っている²⁰⁴⁾。

山田理事官随行松村文亮ヨリ当地取調向粗相済候ニ就キ来月差入発程帰朝仕度就テハ旅費其外御手当等御定ノ通り使節發英前御渡下ノ儀願

202) 前掲、拙稿「岩倉使節団の従者と同航留学生」、571頁。

203) 「在米雑務書類」(『大使書類』)。

204) 「在英雑務書類」(『大使書類』)。

出候

1873（明治6）年初めに帰国した松村文亮は、同年3月14日、勝海舟より下記の通り推薦され、3月18日、海軍少佐に任命される²⁰⁵⁾。

拝啓昨昨日大隈殿ヨリ薄々御話有之候中牟田氏弟海外ヨリ被返候由此人学術宜敷旨ニ付御省ニテ御用相成候ハ、可然哉答置候御考被下小拙留守ニテモ相運ヒ候様御取計之義ハ如何能々御相談被下度候相浦氏モ病身右軍艦ヘ頭ニデモ相成候人乏敷候右等御選挙ニテ可然哉愚考イタシ候也

三月十四日朝

安芳

真木 殿

御初

勝安芳の松村文亮推薦を受けて、真木海軍少将は正院に、次の通り取り次いでいる²⁰⁶⁾。

佐賀県貫属 松村文亮

右度任海軍少佐此段申出仕候也

明治六年三月十四日 真木海軍少将

正院 御中

しかしその直後の4月5日、下記の通り²⁰⁷⁾、山尾工部大輔より松村文亮を採用したいと真木海軍少将へ掛合いがあり、松村文亮は、4月24日、

205) 前掲、石井良助編『太政官日誌』第6巻、296頁。

206) 『明治六年 公文類纂 四』。

207) 『明治六年 公文類纂 九』。

工部省電信寮 7 等出仕に任じられる²⁰⁸⁾。

海軍少佐 松村文亮

右ハ当省へ致採用度候間於御省御差支無之候哉此段御問合候也

六年四月五日

山尾工部大輔

真木海軍少将 殿

海軍少佐松村文亮儀御省へ御採用被成度差支無之哉御問合之趣致承知

候右ハ当省於テハ差支之筋無之候此段及御答候也

明治六年四月廿三日

勝海軍大輔

山尾工部大輔 殿

また、松村文亮は、1874（明治7）年2月23日、再び海軍少佐に任じられる²⁰⁹⁾。これは、同年の台湾出兵に関係しての人事であろう。すなわち、下記の通り、松村文亮は台湾事務都督西郷従道の随行を命じられているからである²¹⁰⁾。

松村少佐外四名ホルモサ事務都督随行相達候御届

海軍少佐松村文亮

海軍中尉藤井惟利

海軍中秘書古海長義

海軍中主計安井直則

208) 前掲、石井良助編『太政官日誌』第6巻, 322頁。

209) 石井良助編『太政官日誌』第7巻, 52頁では明治7年2月23日に「陸軍少佐」に任命されるとあるが、これは誤植であろう。『明治七年 公文類纂 十一』では、電信寮と海軍省との間での松村文亮の「俸給」をめぐる掛け合いの中に「二月廿三日電信寮七等出仕ヨリ（海軍省へ）転任」とあるからである。

210) 『台湾事務局伺』。

海軍少秘書福島行治

右ハホルモサ事務都督西郷従道随行相達候条氏名御届仕候也。

明治七年四月五日 海軍卿 勝安芳

太政大臣三条実美 殿

しかし、日進艦に乗り組み渡台して間もなく、松村文亮は、台湾の風土に適さず健康状態にも影響し、その上担当業務もないということで、次の通り、帰朝することになり²¹¹⁾、1874(明治7)年7月1日に帰朝したのであった²¹²⁾。

海軍少佐松村文亮儀蕃地風土ニ不適兎角身体不相勝且ツ本人滞在候トモ最早格別担当可為致儀モ無之候ニ付今般高砂丸船便ニテ帰朝為致候条此段申進候也

七年六月一七日 蕃地事務都督西郷従道

蕃地事務長官大隈重信 殿

その後、松村文亮は、1874(明治7)年8月22日、従六位に叙せられる²¹³⁾。

そして、東海鎮守府に所属の摂津艦に乗艦していた松村文亮から、1876(明治9)年9月24日、診断書を添えて病氣療養のため退艦したいとの願が、下記の通り出され²¹⁴⁾、それが摂津艦長浅羽幸衛、東海鎮守府司令長官伊東佑磨から海軍大輔川村純義へ上申され、認められることになったのである²¹⁵⁾。

211) 『処蕃類纂 西郷都督征台件三』。

212) 『公文録 着発忌服之部 明治七年七月』。

213) 前掲、石井良助編『太政官日誌』第7巻、184頁。

214) 『明治九年 公文備考 内乾 六』。

215) 同上。

岩倉使節団出発後の追加メンバーについて (一) (菅原)

乗艦被免度願

私儀病氣ニ付日数御暇奉願其通被御聞届引籠療生罷在候処今以全快不仕猶篤加療養候様医官ヨリ茂被申聞候条被仰付置候摂津艦乗組被差免被下度別紙証書相副此段奉願候也

明治九年九月廿四日 海軍少佐松村文亮
海軍大輔河村純義 殿

診断書

海軍少佐松村文亮

右ハ去ル七月中旬来脳膜炎ニ罹リ悪寒震慄発熱往来頭部痲熱激痛之症候自若且ツ食思減損身体羸疲等相加候間現今之容体ニ而ハ何分急快之程難期候条尚篤与引籠療養可然様診断仕候也

明治九年九月 海軍々医副宮田春岱

そして、台湾出兵・佐賀の乱・西南戦争の3役従軍者への勲功による賜金額調査が、1880（明治13）年12月3日及び1881（明治14）年2月25日の海軍長官よりの指示で行われた際に、下記の通り、松村文亮も調査対象の1人としてその名前が挙がっているのであった²¹⁶⁾。

元海軍少佐松村文亮

右ハ明治七年台湾蕃地ノ役日進艦乗組該地出張之末十二年二月八日依願被免本官タル者ニ有之然ルニ十二年九月一七日申出之三役従軍者一般江賜金区分表中上長官ノ廉無之候ニ付テハ右賜金額取調可申出事（中略）

三役従軍者へ賜金云々二月廿五日付取調方御達ノ件ニ付意見第一項元海軍少佐松村文亮賜金額云々

216) 『明治十一年 枢密書類 決議 一卷』。

本項ハ去ル明治十年鹿兒嶋ノ役長崎及大坂神戸等へ出張之上長官
河田元主計中尉松田少佐 江一時金五拾円士官江一時金二拾円ヲ
賜リタルヲ以右上長官ト士官トノ賜金差額ヲ算スレハ則一倍五分
増之割ナルニ比照シ台湾蕃地ノ役従軍ノ士官江賜金額三拾円ニ一
倍五分ヲ加へ一時金七拾五円下賜候テハ如何御座候哉

但シ鹿兒嶋ノ役戦地出張ノ上長官ト士官トノ賜金額ニ比照シ
算当候半ハ尚穩当ヲ可得ト存候得共同役戦地出張之上長官中
一般賜金ニ係ル分之ナク難比照候ニ付本文ノ通

この調査委員の意見を受け、松村文亮については、75円が下賜されたものと思われる。

尚、松村文亮は、1879（明治12）年2月8日に本官を免じられているのであった。そしてその後は軍務に服することなく、1896（明治29）年7月3日に死去するのであった。

（本学名誉教授）